

平成24年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成24年 9月27日（木）

開会 午前 9時00分

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第57号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第58号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第59号 土地の取得について
- 第 8 議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について
- 第 9 議案第61号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第62号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第63号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第64号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第65号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第66号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第67号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第68号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 認定第 1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 3号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 第 2 1 認定第 5 号 平成 2 3 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 6 号 平成 2 3 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 7 号 平成 2 3 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 8 号 平成 2 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 9 号 平成 2 3 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 0 号 平成 2 3 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 1 1 号 平成 2 3 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 1 2 号 平成 2 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 1 3 号 平成 2 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 1 4 号 平成 2 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 1 5 号 平成 2 3 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 1 6 号 平成 2 3 年度国保京丹波町病院事業決算の認定について
- 第 3 3 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件  
議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

- 2 番 篠 塚 信太郎 君
- 3 番 村 山 良 夫 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 山 田 均 君
- 7 番 東 まさ子 君
- 8 番 岩 田 恵 一 君
- 9 番 松 村 篤 郎 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 西 山 和 樹 君
- 12 番 原 田 寿賀美 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 森 田 幸 子 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞 穂 支 所 長 中 尾 達 也 君
- 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
- 総 務 課 長 伴 田 邦 雄 君
- 監 理 課 長 山 田 洋 之 君
- 企 画 政 策 課 長 山 森 英 二 君
- 税 務 課 長 堂 本 光 浩 君

住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保 健 福 祉 課 長	岡 本 佐登美 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由美子 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 次 長	藤 田 真 君
代 表 監 査 委 員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 西 貴 幸

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日は早朝より傍聴、ご苦勞さまでございます。

本会議に入りますまでに一言お願いを申し上げます。

静肅維持のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、もしくはマナーモードにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本定例会につきましてはクールビズ対応の服装としておりますのでご了承ください。開会までしばらくお待ちください。

そして、皆さん方のお手元に資料をお配りしておりますので、始まります前に説明をしていただきますのでよろしく願いいたします。

堂本君。

○税務課長（堂本光浩君） それでは失礼いたします。

先の決算特別委員会におきまして、町税に関しまして滞納繰越分の、年度別の収納の状況ということで資料のお求めをいただきまして、本日、机上のほうに配付させていただいております。それぞれ町民税なり固定資産税、軽乗用車税の年度別の収入済額という表現で、ゴシック体のほうで表現させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続いて失礼いたします。

先の決算特別委員会で委員長よりご質問がございました内容につきまして検討しました結果、減価償却にかかります固定資産の明細表、また、内部損益勘定留保資金の表を、病院事業会計の表をお手元のほうへ配布させていただきました。ご参考にしていただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 失礼します。

開会までの時間をいただきまして、議案第60号 和解及び損害賠償額の決定についての資料2につきまして、概要を説明させていただきます。

去る9月10日に開催されました産業建設常任委員会において同様の資料を配付したところですが、本会議のほうにも資料提供し、また、内容もわかりやすいものということで委員長さんからも指導を受けておりましたので、本日、資料を配付させていただきました。

説明の前に、今回の損害賠償額としております逸失利益の考え方でございますが、この利益は本来契約して工事をしておれば相手方が得たと思われる利益のことでございます。通常、

発注者が利益を算出することはまずありませんし、また、積算する工事の設計額に利益を計上する概念もございません。そこで、今回の賠償額の算出につきましては、設計額とは別に解体工事費用を想定しまして、その額の差をもって利益としたものでございます。

なお、全体工事費につきましては、直接工事費に通常は諸経費を加えた額で構成されますが、今回の賠償金額の算出に当たりましては、工事の目的に直接使われる費用であります直接工事費までの算出といたしております。

では、表の中身と説明書きをあわせまして説明させていただきます。お配りしております資料2の表でございますけれども、今回、解体工事を発注しましたのは、建物が2棟ございました。敷地の東側に位置しますが、この表に書いております住宅B棟というものでございまして、面積につきましては59.24平米でございました。それから、敷地の西側に位置しますが、住宅A棟ということで書いております。これが156.94平米でございます。

表の説明でございますけれども、まず一番左端の名称と書いておるところですが、仮設（足場等）と申しますのは、解体に必要となります足場ですとか、養生シート、整地などの手間でございます。それから、その下、解体、雑解体につきましては、建物本体ですとか、井戸等の解体、または木くず、ガラス、金属くずの処分費用でございます。廃棄物処分につきましては、家電類ですとかの処分費用、また、積み込み、運搬にかかる費用でございます。

金額で申しますと、①全体設計金額ですが、下の説明書きに書いておりますとおり、設計基準に基づき積算した全体工事費ということで、今回の入札にかかります町の設計金額となっております。仮設は44万4,000円、解体につきましては224万1,000円、廃棄物処分につきましては41万2,000円、住宅A棟の小計は309万7,000円、それからB棟につきましては、仮設が27万5,000円、解体が101万9,000円、廃棄物処分が1万5,000円、住宅Bの小計で申しますと130万9,000円、合計で440万6,000円でございます。

それから、その右に書いております②設計金額で、足場ですとか、材料費などを除く金額でございます。これは、工事を請け負いまして、材料を買ったり、いろいろなどこかへ支払いが生じる分がございまして、これを差し引いた額、つまりは自社で施工できる分ということで、全体のうちの幾らあるかということ算出した金額でございまして、この金額の合計につきましては300万2,000円でございます。

それから、③ですけれども、調整後の設計金額につきましては、今回の入札につきまして各業者さんから工事費内訳表というのをいただくわけですが、今申しました②の300万2,000円を100%計上するのではなく、相手方の請負内訳金額を率で案分した額で

算出しております。つまりは、440万6,000円に対しまして金額の表記はしておりませんけれども、業者さんの金額の割合につきましては85%の額でございましたので、300万2,000円の85%を見て、255万8,000円としているところでございます。

それから、その横の④の想定費用と申しますのは、設計とは別に解体日数を想定しまして、その日数にかかります作業員ですとか、重機費用にかかる費用を見込んだ金額でございまして、どれくらいの費用がかかるのかということをご想定したものでございます。内容につきましては合計金額しか書いておりませんが、解体費用は13日と想定しまして、延べ作業員69名の作業員にかかる人件費と重機等のリース代で算出した額が152万3,000円でございます。

それから、最後に⑤の逸失利益、今回の損害賠償の額となりますが、この金額につきましては先ほど調整しました255万8,000円から想定される152万3,000円を差し引いた額103万5,000円ということで、今回、議案のほうを提出したわけでございます。103万5,000円につきましては、結局は設計上の解体にかかる手間と想定した解体にかかる手間との差、それと今回の相手方につきましては、木くずや廃プラの処分施設をお持ちですので、そういう費用が自社でできたという、そういうものが利益であろうという考え方をしております。また、金額につきましては、請負金額の約21%となっております、一般的に考えますと割高かもしれませんが、少し説明しましたとおり、そういった施設を相手方は所有され、解体工事専門とされる業者でありまして、通常の工事よりは利益が多かったと考えております。

なお、自社で処分できる、今申し上げました木くず等の金額につきましては、103万5,000円のうち約47万円が自分のところで処理できる分ということで想定したところでございます。

以上、配付資料の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・北尾潤君、14番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、岡山県矢掛町議会運営委員会が本会議運営等の視察研修のために本会議を傍聴されますので、その旨報告いたします。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影、収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

各位には、連日、熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約についてであります。日本電気株式会社京都支社と1億4,689万5,000円で契約を締結することについて議会の議決をお願いしております。

工事の概要につきましては、老朽化に伴う京丹波町行政情報ネットワークシステム関連機器及びシステムの更新を役場本庁から和知支所にサーバー室を変更して構築するほか、役場

本庁及び瑞穂支所に非常用電源設備の構築等を行うものであります。なお、工期は平成25年3月15日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約につきまして補足説明をさせていただきます。

まず工事名でございますが、平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新にかかわる整備工事でございます。契約金額は1億4,689万5,000円でございます。契約の相手方でございますが、日本電気株式会社京都支社長、仲谷弥。契約期間でございますが、議会の議決を得た日から平成25年3月15日まででございます。

今回の行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事は、平成17年10月、3町合併に伴いまして構築した機器類が、本稼働から約7年が経過いたしまして、機器の老朽化、メーカーによる機器類の保守期限が終了することから更新を行うものでございます。

工事内容の主なものにつきましては、議案書の2枚目に工事概要をつけておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず最初に、行政情報ネットワークシステム関連の機器及びシステムの更新関係でございますが、議案書の3枚目の資料1を見ていただきますと、資料の左側では現在31体のサーバーが稼働しておりまして、今回の整備工事によりまして、更新後は14台のサーバーに変更して運用することになります。また、サーバー機器を更新することに伴いまして、システムそのものも新たに更新を行うものであります。

次に、サーバー室につきましては、京丹波町役場本庁から和知支所に変更するものでございます。現在、京丹波町ケーブルテレビ事業におきまして和知支所内に設置しております和知サブセンター室にネットワークシステムのサーバー機を設置するものでございます。

次に、非常用電源設備の構築関係でございますが、5枚目の資料3を見ていただきますと、役場本庁及び瑞穂支所に非常用電源設備の構築を行うものでございます。なお、和知支所におきましては既に非常用電源設備が設置されておりますことから、行政情報ネットワークシステムを接続させることによりまして運用可能になるということになっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第69号の質疑を行います。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま提案されております議案について3点質問させていただきます。

まず本町が更新を計画しておりますネットワークシステム、TRY-Xにつきましては、恐らく府内で多くの市町村が採用されているものと思いますけれども、その中でメーカーが推奨する5年から10年の更新期間は、他市町村ではどのような考え方で運用しているのか、現状の把握がありましたらお知らせいただきたい。

また、2点目に、サーバー室を移管するとされている和知支所、その和知支所のサーバー室では空調及びセキュリティーは完全な設備が担保されているのかお聞きします。

また、非常用電源設備の新設、また現在も和知支所に非常用電源設備が設置されてるとの説明がありましたけれども、その保守点検はどのように計画または実施されているのか、以上、3点お聞きします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 1点目のTRY-Xの件でございますが、TRY-Xにつきましては、京都府町村会のシステムを共用しているということでございます。近隣の市町村でも活用しているところがございまして、おおむね保守期間が5年ということになっておりまして、それぞれ合併に合わせてシステムを構築させているということでございます。したがって、大体5年を過ぎた時点で更新されているということでございます。

それから、2点目のサーバー室の空調とセキュリティーでございますが、和知支所につきましては、空調については完備しております。また、セキュリティーも、特定の者しか入れないような形でセキュリティーを設けているということでございます。

それから、3点目の発電機の点検等でございますが、非常時にすぐ稼働するように、定期的に点検をやっているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） まずその非常用電源設備のメンテナンスにつきまして、それは一定の業者に委託しているのか、それとも何らかの職員の手により通常の点検整備がなされているのかお聞きします。

また、あと1点、メーカーが推奨する更新時期での再更新ということをお聞きしましたけ

れども、他事業においても、例えば更新時期を過ぎて保守点検部品がないために不安定な状態で活用されている機器等もございます。それらの重要性を再度勘案して、整合性のある事業推進をしていただきますようお願いいたします。

先ほど申し上げました非常用電源装置のメンテナンスについて再度説明をいただきます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） メンテナンスにつきましては、設置いたしました業者によりまして点検整備をしているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 少し私も余り詳しくないのでお聞きするのですが、今回、更新ということで事業化がされるわけでありましてけれども、ほかのいろんな機器類についてそれらも皆、こういうふうに7年とか、例えば更新を迎えることになって、していかななくてはいけないのかどうか、そういうものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず機器の保証期間は通常5年ということになっております。現状では5年を過ぎておまして、その結果、保守期間が過ぎております関係から部品等の在庫がもうなくなっていくということでございまして、5年を過ぎますと更新をしなければいけないということになっております。

もう1点は、ほかにもそういうことがあるのかということですが、行政情報ネットワークそのものがいわゆる行政運営をするための心臓部分ということになっておまして、これで全て大体更新ができるものということで、ほかには特にないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、一緒につけてもらっております入札結果表を見ますと、入札の参加業者が1社ということで、1社が落札ということになっておるんですが、これまでの京丹波町で提案されてきた入札のこういう結果に基づくのを見ておりますと、2社以上とか3社以上ということで、これまでは入札をしたんではないかと思うんですけども、当然、こういう入札をするわけですから入札規程というものを当然持つておるわけですが、入札規程ではこういう1社の場合にいわゆる落札ということでいいのかどうか、どういふようになっておるのか、本来、これまでの経過からすると2社以上とかというのはあったと思うんですけども、1社で今回このように提案されてるのは初め

てだと思っうんですが、その点についてお尋ねしたいと思っいます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 参加が1社であつたけども、規程とかはどうなのかということでござっいますけれども、確かに昨年までは一般競争入札につきましても2社以上でないとな効でないということもしておつたんですけども、もちろん指名競争は2社以上じゃないと成立はしないわけなんですけれども、一般競争につきましても1社につきましても、誰でも参加できるというような内容のことから不特定多数の方が参加できるということで、通常、一般競争入札におきましてもは1社であつても競争性は確保されるという意味で、ほとんどの自治体におきましても有効とされているところでござっいます。

本町につきましてもは、入札のときに出しておっります共通事項の中におきましても入札参加者が1社の場合は入札を中止することがあるということ、しない場合もあると、言いかえましてもたらそういうことなんですけれども、京都府におかれましても同じような内容で有効とされておっりますので、町につきましても有効としたところでござっいます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちよつともう1点お尋ねしておきたいんですが、今回提案されておっりますいわゆる工事概要を見ますと、専門的な機器の更新ということになるんですが、先ほどもありましても、京都府の自治体情報化推進協議会提供のシステムの関連機器と、こういうことになっておっりますと、関連機器を扱う業者は当然、京都府下、参加されておるといっいますと日本電気以外に何社あるのかという点はちよつと明らかにしていただきたいと。

そうでなかつたら、先ほど言いましてもように広く誰でも入札できるんかということ、当然、言葉ではそういうように言っても、実際にそれなら入札できる条件があるのかどうかということも問われるわけですから、お尋ねしておきたいと思っいます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず仕組みといたしましてもは、京都府町村会がつくりましてもシステムを京丹波町が購入するということになっておっりましても、いわゆるそれを機器にシステムを構築するということが必要になってまっいます。その部分については、今回はNECということになっておっりましても、機器の購入、それから機器にシステムを再構築するものをNECがするということの内容になっておっります。

したがいましても、他の業者であつても、一定のそうした高度な技術力を持った方がいらつしゃる会社につきましてもは可能でないかなというふうにおっっているところでありましても。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 本件の更新に関しましては全く異論がないわけでございますけども、ちょっと関連で。入札にかかわりまして少しお尋ねしたいというように思います。

今回、予定価格が、総額2億790万円ですか、1億9,800万円の中で1億3,990万円と、5,800万円の差があるわけです。これは、落札率で言いますと70%ぐらいじゃないかと、なるというふうに思うんですけども、6月でしたか、お尋ねしたときに、最低制限価格は京都府に準じて一定引き上げるといふようなことをおっしゃっておったと思うんですけども、1割程度ですね。そうすると、70%でどうかいなというふうに思うんですけど、その辺の関係がいかげなものかなということが1つと、それから5,800万円といったら、大変、この2億円ぐらいの工事で5,800万円という差異が生じるというのは、なかなかこれまで私も余り経験がないんですけど、この辺の業者が出してきた工事費の内訳書と予定価格、設計価格との、これだけの差が出たというような項目並びに要因がどこにあったのかということについてお聞きしたいというように思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 1つ目の、こういったネットワークシステム等の際の最低制限価格は、まず設けないのかというようなご質問でございました。

土木工事ですとか、建築、水道でしたら最低制限価格の算定式は公表しておるわけなんですけれども、なかなか実態をつかんで、最低品質が確保されるであろう金額というのがなかなか出しづらい状況がございますので、過去のケーブルテレビの工事もそうでしたけれども、今回につきましても最低制限価格は設けなかったということでございます。

それと、業者から出ておりました内訳書との差というのは、確かに先ほど議員がおっしゃいましたように落札率は70.66%でございます。過去の、先ほども申しましたが、ケーブルテレビ関係の工事ですと大体60%から70%、前回の撤去工事につきましても最低の58%であったんですけども、今回は7割が機器の購入にかかります額でございます。残る3割が手間といいますか、調整費とか、そういう金額になっておりますので、大変その金額の差が出ているというのはやはり機器関係の金額でございました。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきます。

更新期間が大体5年ということですが、一般的に考えますと5年ぐらいで更新する機器というのは、最近ほとんどリースで対応しているというのがほぼ常識だと思うんです。当町も車とか事務機器で一部リースでやっておられるようですし、それが当たり前だと思う

んですけども、今回、この分を購入という形にされてリースにされなかった理由と、リースにした場合どういうことでだめなのか、例えば経費が高くつくとか、そういうことなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） リースの件でございますが、まずそれぞれが機器につきましてはそういうことが可能かというふうにも一部思いますが、その機器にシステムを、京丹波町独自のものを組み入れていかなあかんということもございますので、いわゆる機器とシステムを一体化にして稼働させていくということになります。

したがいまして、なかなかリースというのは、現実的な対応はシステムのありようからするとちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。パッケージとしてでき上がったものを京丹波町がリースとすることは一定考えられるかもしれませんが、そうした形でシステムを、京丹波町に合ったものを組み入れていくということもございますので、今回はリースではないということにしたということでございます。

また、なかなか5年間の期限でございますが、やはりこういうものは敏感なものでございますので、サーバー室の温度とか湿度、また、使用する頻度、それからサーバーの負荷等々によりまして、やっぱり5年ぐらいが限度ということが通常的な様相になっているというところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっと質問しておる内容がわかっていただけないのかどうかわかりませんが、リースができないということはないと思えます。宇宙衛星でもリースでやったりしているわけですから、そんなことはないと思えます。

多分、他の自治体で既にリースでこういうシステムをやっておられるところはあると思うんですけど、そういうところは調査されましたかということが1つと、それからもう1つ、リースをした場合に、そのほうが費用が高くつくということなのか。単純に考えますと、ほぼ1億5,000万円ですね。5年で割りますと年3,000万円、リース料が3,000万円より安ければリースにしたほうがいい、そういうことも一度は検討された中でこういう資金投資をされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 京都府内で町村会の情報システムを活用している自治体がございますが、そこの状況なんかもお聞きする中では、リースではなしに本町と同じような形態をとっているということでございます。

また、リースのことも一応検討いたしましたけれども、現状では前回同様購入という形で再構築することにいたしましたということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 検討されて、なぜリースにされなかった、理由というのはあるんですか。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 先ほども申しましたように、システムの関係等もございまして、今回は購入という形で決定したということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっともう1点、私、お尋ねしておきたいんですが、今回、こういう形で7年を経過して入れかえるといいますか、更新するということになるんですが、いろいろ情報のいわゆる漏れといいますか、例えば銀行で顧客名簿が何万人漏えいしたとかという、そういう問題があるんですが、今回更新する場合に、現在使っておる機器、情報が入っておるというものだと思うんですけど、もちろんシステムはシステムで入れかえるということになると思うんですけども、そういうものが処分する機器の中に残っておるということはないのかどうか。残っておる、その可能性があれば、それをどういう形で処分というか確認をされるのか。

非常に、パソコンでもフロッピーやUSBを抜いたかて本体の中には残るということもよく言われるわけですので、そういうことの危険というのはないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 更新後の機器の個人情報等に関するところでございますが、それにつきましては一定業者間で処理をするということになっております。ただし、行政が一方的にするということではなしに、担当も、その処分のあり方もチェックしながらきちっと対応するというところで考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 西山君。

○11番（西山和樹君） 2つお伺いしたいと思います。

1つは、日本電気株式会社というのはNECということなのか、メーカー系列になるのか、それとも販売会社の系列になるのか、そのあたりのところをひとつ知っておきたい。どこまで、いわゆる社会的に認知された、そういう業者であるのかということをお伺いして

おきたいのと、それからもう一つはメンテナンスの問題なんですけれども、メンテも同時に5年間担保されているのかどうか、いわゆる保証期間としてのシステム、そのあたりについてどの程度までの約定ができておるのか、途中で故障した、もしくはシステムに異常を来したというようなことが起こった場合にどのような裏打ちがされているのかということをお伺いしておきたい。特に、さっきから出ておりましたメンテナンスリースとそれからファイナンスリースと、リースにも2つあるんですけれども、メンテナンスリースは、フルメンテの場合は一旦、月々のリース料のみ負担しておれば、それで全てが完全に担保されるわけなんですけれども、そのあたりのところの心配がなしとはしませんので、その2点についてご答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず会社の件でございますが、日本電気株式会社でございます、いわゆる通称NECというふうに呼んでいるところでございます。

もう一つ、メンテナンスの関係でございますが、今回の工事の中にはシステムを構築するというところでございまして、メンテナンスの部分については入っておりません。したがって、現在でも1つは行政情報システムの保守管理業務ということで、現在、NECのほうに保守点検を委託しているということでございます。この分については別途委託するということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 西山君。

○11番（西山和樹君） メンテはしないということで、機器と取りつけセッティングだけのようなんですけれども、一つ聞かせていただいたシステムの都度メンテは別途の契約ということになっておりますけれども、ちなみに月額というものを払うんでなくて、その都度ということになっておるのでしょうか。

今までの平均で1年間、大体ほぼ幾らぐらいのメンテ料金がかかっているのか。システムメンテですね。だから、機械、機器類の分については5年間の担保をされているはずなんです、そのあたりのところをちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 行政情報システムの保守管理業務ということで、平成23年度の決算でいきますと、1,428万円を保守管理業務ということでしているところであります。これは、一定それぞれの定期的な点検と、それから、サーバー等の不具合が生じた場合の緊急的な対応ということも含めての業務ということでお願いしているところであります。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 平成24年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係る整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任と答申することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第5、議案第57号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第57号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第57号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第58号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第6、議案第58号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第59号 土地の取得について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第59号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東まさ子君） 今回の蒲生野425番と426番の土地の買い戻しによって、土地開発公社に残っている残高というのは幾らになるのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、土地の当初の買い取り、買収価格ですけども、ほかのところと比べると大変金額的に高いというふうになっていると思うんですが、その点についてどうなのかというふうにお聞きしたいのと、それからこの土地の現在の評価価格というか、わかりましたらあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） これを買い戻しをした後の残高でございますが、9月末の簿価で申し上げますと7億8,477万7,699円でございます。それから、土地の当初の買収価格につきましては、坪単価で申し上げますと7万9,000円というふうなことで、平米当たり2万4,000円ぐらいになるんですが、当時の状況等から鑑みまして、それはそれ相応の価格であったのではないかというふうに思っております。

それから、現在の評価額につきましては算定しておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今もありませんが、土地評価証明書としては現在どの程度になっておるのか、証明書として金額を見れば。その点をもう一度伺っておきたいと思います。

それから、平成3年のことではございますが、この土地の登記簿謄本を実はちよっと取り

寄せてみました。本来、土地開発公社にそれぞれの町がいろんな事業を目的に先行取得として購入してもらうという場合に、どういうシステムになっておるのかどうか。旧町の場合でしたらいろんな事業計画があつて、ちょっと二、三年先だという場合に土地を土地開発公社に一旦購入してもらつておいて、もちろん契約するわけですけど、そして、またそれを買戻すと。もちろん、それには利子と造成費を入れてという中身になっておると思うんですけども、それは土地開発公社と町との関係だと思ふんですけども、そういうことについてちょっと再確認でお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 土地の評価額につきましては、今、手元にございませんで、ちょっと今お答えすることができません。

それから、土地の買収、どういうシステムかということでございますが、これにつきましてはいわゆる町から土地開発公社のほうに買収の計画を出して、委託契約をすると、そういうシステムでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、課長が答弁していただいたように、委託契約でやるということが通常だと思ふんです。実際、登記簿謄本を見ますと、いわゆる持つておった業者から、その当時、町が買うてるわけなんですけども、平成3年に所有権移転の仮登記をして、船井郡丹波町が仮登記して、業者は平成2年に個人の方から買うておると、1年ちょっとで町が仮登記をしておると、それが平成3年です。平成5年に所有権移転で正式に京丹波町が売買したということになっておるんです。

仮登記を平成3年にして、2年たって売買したと、こういうことになっておる。相手方は、登記上は個人名になっておりますが、亀岡の住宅の会社というようにわかるわけですが、そして、平成6年に船井土地開発公社に移つておると、所有権が。こうすると、町が一旦、業者に売買代金を払うと、売買となったわけですから。そして、町がまた土地開発公社から金を受けると、こんなことが登記簿謄本を見ただけで考えられるんですが、こういうことがやられておった土地、今もありましたけども、時価相当額だというように言われるわけですけども、地目を見れば畑とか山林なんですね。

当時、前後を見ておりますと、山林であれば5,000円以下とか、畑でも何千円という単価になっておるんです。実際、現地を見ても、公道と言われるような広い道はないわけで、非常に土地の場所の条件としては悪いんじゃないかと。それを平米2万4,000円から出

して買うておると。しかも、所有権の移転のシステムというんですか、やり方が、今、総務課長が言われたように、本来、事業目的で土地開発公社に一旦購入していただいて買い戻すというのが本来のシステムなんですけど、これは全く違う方法をとっておるんですね。

当時、丹波町は50億円の債務負担行為で土地を買ったという経緯があるようですけども、しかし、こういうことが実際に登記簿謄本の中にはっきり示されておるという点では、やっぱりもっと今の、当時の責任も含めて、今の責任ある解明をしっかりとしておくということが私は必要だと思うんですけども、その点について町長の見解、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その時々、理事者が議会にお諮りして、議決を経て行政行為が行われてきたという認識でおりますので、今ご提案いただいたような再度調査するという気持ちではありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今申し上げましたように、債務負担行為という方式、やり方で購入していますから、50億円の債務負担行為を、議会で議決をもうておりますから、一件一件、今、町長が言われるように議会に提案して議決してもらったということではありませんので、やはり非常に疑惑を感じるというのはそういう点でありますし、実際、これを今回買い戻す場合でも1億7,000万円の利息を払うわけですから、負担すると。

これは本当に大きな町民の血税ですわ。こういうことが本当にやられておったと、今言われるように、本来の行政のシステムとは違ったやり方がやられておったわけですから、これは町民から言えば納得できないし、やっぱりはっきりさせてほしいというのが町民の思いであり、当然の要求だと思うんですけど、改めて町長にその点を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今申しましたとおり、議員もおっしゃったとおり、債務負担行為そのものを承認いただいているということで、法律条例に違反していないということで、今さら再度調査するというものではありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 過去の経緯の中で、政策上の関係で取得されたということについて、何ら今、それを議論する必要はないというふうに思いますし、平成27年度を目途に公社にかかわる、こういった先行取得用地の全てを買い戻して整理したいという、寺尾町長の強い

意志のもとで進められているということで、大いに私は賛同したいというふうに思いますし、そうした中で今回の土地に限定されて買い戻されるという理由が明らかであったらお聞かせいただきたいということと、買い戻して、今回の土地の用途、それが明らかになっておればお聞かせいただきたいということと、それから、また、6月の一般質問で私、お聞きしたんですけども、こういったいわゆる塩漬け土地の有効活用と処分を図っていくということでの質問をさせていただいた中で、庁舎内で設置されております検討委員会等を活用して十分検討していきたいということとございました。その方向性が出ておればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今までも説明してきたんですが、平成27年度中にこのことの解決をしたいということで、まず取り組んでおります。その中で、順位ですが、ある程度打診があるというか、相手があることなんでまだはっきりしないんですが、もしよかったら使わせてほしいというような話があることは事実です、この物件について。これを、順位を上げて買い戻すということです。

後のことについては、ちょっと事務方から説明させます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 本件につきましては、ただいま町長からございましたとおりでございます。

それ以外につきましては、町内検討委員会というものがございますが、その辺、両にらみといたしますか、そうした打診があるもの、そういったものを含めた中での検討ということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 大いにそういうことで活用できるようなことがあれば結構かというふうに思うんですけども、ほかにも活用が困難なようなところも多々あると思うんです。そうしたことについても方向性を一定、内部で検討されているんであろうというふうに思うんですけど、一定、これ、めどをつけんと、いつまでもほっておくというわけにはいかんと思うんですけども、大体の町長としてこれぐらいには一定の方向というのをつけていきたいなという思いがあったらちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言ってもらっているとおり、平成27年度中に何とか解決したいんで

すが、とにかく課題もあります。そのことで検討委員会に対して、とにかく課題の解決のために指示しています。法律の専門家に入ってもらわんと解決できないような部分もあるのかなと思って、全て相談すべきことについては相談して、あるいは私の指示を仰がんなんことについては相談してくれということで検討委員会に指示したところです。

具体的には、まだ議会の皆さんにご相談する段階には至っておりません。また、その時期が来たら皆さんにもお諮りしたり、相談したいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、私は、議案第59号 土地の取得について反対の立場から討論を行います。

今回提案されているのは、京丹波町蒲生蒲生野425番地及び426番地の1万2,640平方メートルを土地開発公社から4億7,577万2,725万円で買い戻すというものであります。船井北桑田地区土地開発公社は1972年に国の公有地の拡大推進に関する法律に基づいて、地方公共団体が将来にわたって地域の秩序ある発展整備を図るために必要な土地を取得するために、1973年、昭和48年ではありますが、設立されました。

背景には、地価高騰による公共事業用地の取得難があったと言われております。土地開発公社は町にかわって土地の先行取得を行い、事業化が決まった段階で、用地の取得価格に利子、管理費を加えた価格で町が用地を買い戻す仕組みとなっております。

地価高騰のときは先行取得で買い取り、価格を節約するというメリットがありましたが、バブルの崩壊後は先行取得するメリットがなくなり、反対に地価下落による逆ざやの問題も大きくなってきております。

また、用地購入費の借入金に対する多額の利子が利子を生むという極めて厳しい状況のもとで、町は平成27年度までに全ての債務の解消を行うために、計画的な買い戻しを行うとしております。塩漬け土地と言われる土地の解消のために町が買い戻すことは必要と私たちも考えております。

今回買い戻す土地は、平成3年11月に取得しており、事業用地の目的がないまま21年が経過しようとしております。今、その土地、1万2,640平方メートルを利子や管理費を含む簿価、土地代3億570万8,140円、利子1億7,006万4,585円の合計

4億7,577万2,725万円で買い戻すことになり、自治体に大きな損害を与えることになっております。

事業目的もはっきりしない土地を甘い計画で土地開発公社に買わせた責任は誰もとらない、結局、そのツケは住民に押しつけられる、無責任だと、厳しい声を聞いております。

その上、今回の土地の、当時の買収単価が他の買収単価と比べて非常に高額であることも納得できません。土地の評価はどうかということでお聞きいたしました。課長から資料を持ち合わせていないということでありました。地価の下落が進んでおりましたならば、その分も価値が下がり、本当に泡と消えたことになってしまいます。

また、この土地の買収の仕方については、登記簿謄本で確認すると、土地開発公社が直接買収するのではなく、平成3年12月4日に丹波町が売買の仮登記を行い、平成5年7月14日に本登記がされ、平成6年12月16日に土地開発公社の名義に登記されております。本来、土地開発公社が町にかわって土地の先行取得を行わず、一旦、町が仮登記をし、そして登記されておりますが、土地代金を町が払い、土地開発公社から土地代金を受け取るようになります。なぜこんなことまでする必要があったのか、疑問と疑惑を解明する責任があることも指摘するものであります。

事業目的の曖昧な、そうした土地の取得は活用のめどのない塩漬け土地を増やすこととなり、町民に負担を強いることになったこと、また疑惑を生むような土地取得の手法になっていることについて、過去の責任は重大であります。現在、町政を預かっている町長としても解明責任があるということをお指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 議案第59号 土地の取得について賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

いろいろ問題はある中で、これまで手をつけられていなかった、幾ら過去を問いただしても、前に進めることについて積極性がなかった中で、平成27年度を目途に、土地開発公社における先行取得用地全てを買い戻して整理したいという寺尾町長の強い意志のもとで進めていますことに大いに賛同するものでありますし、今後も精力的に進めていただきたいというふうに思っております。

いわゆる塩漬け土地の有効利用と活用、処分を図っていく上で、庁舎内で設置されております検討委員会を中心に、今後、そうした土地の利活用処分に関する方向性を早期に見出され、解決に向かっていくことをお願い申し上げまして賛成討論といたしたいというふうに思

います。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 議案第59号 土地の取得について賛成の立場から討論いたします。

先ほどの反対討論で、買ったときの値段と合っていない、事業用地の目的がないまま買い取るのはだめだというふうに、大きく分けて2点で反対の理由がありました。買ったときはバブルで、目的も今とやっぱり違う目的で事業が進められていました。現在に至るまで、この2点の理由で足踏みしていましたが、このまま続けてしまうと先ほどの反対討論の方がおっしゃっていたように、利子が利子を生んでしまいます。一年一年、利子が利子を生んで、どんどん膨らんでいきます。

大谷ヒヨ谷の成功例なんかもありますので、これから前向きに土地を買収し、今までの負は負の遺産として認めながら、しっかりとこれから取り組んでいくことを確認いたしまして賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第60号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ちょっとお聞きしたいんですけども、今回、この賠償につきまして、9月議会が開会してから説明はいただきましたが、これ、7月2日に入札ということで、9月の開会まで2カ月ほどありますが、全く私は、新聞の入札ミスという報道で知りました。

町長と語るつどいにおいてもそういった質問がされましたが、町民の方からも記事が出てからどうやったというような質問もされて、なかなか詳しいことも私は知らなかったんで、ぜひ、その間、なぜ2カ月間という期間、それまでに議員に対して説明とか、そういうことは開かれようとしなかったのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 2カ月間の間の経緯等でございますけれども、議員がおっしゃいましたように、事案が発生したのは7月2日のことでございます。もちろん、当日から当該者に面談したり協議したり、また、顧問弁護士との協議も三度協議しながら、内部でも協議を進めてきましたし、また一方では監視委員会のほうにも報告したりというような経過を経て、最終的には相手方の和解に対する内諾をいただいた時点で皆さんにご報告をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） こういった説明もこの間お伺いいたしましたが、やはり住民からしたら何でこんなことになったんやと、何かもっと対処の仕方がなかったんか、そういったことも聞かれますし、また相手方の業者へのマイナスイメージになり得るんじゃないか、そういった心配をされる方もおられました。やはりそういった対応の仕方がしっかりと話し合いの中でされたのかどうか、やはり税金を使うことで解決するというのではなくして、その以前にもっと話し合うべき、話し合いもされたと思うんですけども、そういった、町長にちょっとお伺いしたいんですけど、その点、町長も当然話し合いの中に入られているかとは思いますが、その点の、業者との話し合いの経緯をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、契約の義務を負った町長ですので、この話し合いにはいろんな指示をしました。結果が和解でいこうということで、そして条件について粛々と話をしたということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、休憩中に議案第60号の資料として損害賠償額の算出ということで説明があったわけなんですけども、いろいろ説明を聞かせていただいたんですけども、京丹波町の工事等の競争入札の心得というものを見ますと、第20条の5項、落札者、契約入札した落札者が契約を締結しない場合で、入札保証金を免除しているときは落札金額の100分の5相当の違約金を徴収すると、こういうことになっておるんですけど、これ、逆の立場なんですけど、今回の場合は。だから、

こういう一つの町がつくっておる工事等の競争入札の心得、これに基づいて業者との協議というのはされなかったのかどうか、まず1点伺っておきたいというように思います。

それから、先ほども出ておりました。非常に2カ月間という期間を協議についやしておるわけですが、業者と具体的に、こちらのミスということで誠意を持ってわびるというのは当然だと思うんですけども、先ほどもありましたけども、町長は指示をしたということでございましたけども、本来は執行責任者の町長がみずから出向いて、その間違いについてきちっとおわびを入れて、そして和解の協議、話し合いをするというのが筋道だと思うんですけども、そういうことをなぜされなかったのか、ちょっとあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全て私がどこへでも出向いていろいろな話をしているわけでは、まずありません。そのために副町長以下参事等、それぞれの役職者がいるわけです。

それともう一点は、5%という数字が出ましたが、それは実施しないときにそういう損害賠償規程があるんだと思うんですが、今回はとにかく通知しているということで、そのことで話し合いをさせてもらったということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長が言われるように、全て町長が行くというわけではありませんけども、やっぱり事の重大性をどう認識するかということやと思うんです。今回の場合にそういう認識というのが本当にあったのかどうか。新聞報道でも単なる職員のミスというような形で報道されておるわけですが、

実際考えてみれば業者は仕事もしてへんわけですから、本来、損失はこうむっていないというように思うんですけど、あえてそれに対して25%余りのいわゆる割合で払うという説明もあったわけですが、やはり業者との関係をどうするかという問題がそういう点では一つあると思うんですが、町長がわざわざ出向かなかったというのは職員の単なるミスであったんだという、そういう認識であったのか、いやいやこれは本当に町政にとって重大な問題なんだという認識であったのかどうか、その点、まず伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、資料でシステムやそういうものもどういう形でシステムになっておるんかということもいただいたり、聞いたわけなんですけども、本来、いろんなところで聞いておらずと、特に入札というのは専門の部署で専門にやっておるわけではなしに、京丹波町のよう

なまちではいろんなほかの一般事務をしながら入札業務にも職員がかかわっておるとい、  
そういうことからすると、やはり人間でありますから絶対ミスが出るという、こういう立場  
でシステムをしっかりつくと。ボタン1つでミスをするということが起きるわけですから、  
そういうことを、ボタンを押しても動かないようなシステムをきちっとすると、こういうこ  
とが当然必要だと思うんですけども、そういうシステムになっていなかったということが言  
えるわけですし、チェック体制がきちっとできていなかったと、そういう点では単なる担当  
職員や関係する職員の責任ではなしに、まさしくここには執行者である町長の責任がある  
ということだと思うんですけども、その点について改めてもう一度伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず町民の皆さんにおわび申し上げたいという気持ちでおわびを申し  
上げてまいりました。責任についてはあるという認識でいろんなまずおわびから入って、そ  
して裁判やなしに和解交渉に入ることについても報告を受けて、それではそのことで  
誠意を尽くせという指示をしたところです。

もちろん、私が出たほうがよいなという雰囲気であれば出るわけです。やっぱり言いにく  
いこともあるかもわかりませんので、そこは指示をした職員、幹部職員を含めての報告によ  
って私の判断だということでもあります。

その他については、もう議会で今までも議論してもらったつもりでおりますが、再度、対  
応策については担当課長から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） やはり幾らいいシステムでも、扱うのは人間でございますので、  
おっしゃいましたようにミスが絶対ないとは言い切れない部分もありますが、システム上、  
チェック機能というのもございますが、それがうまく活用できてなかったということも大変  
反省しております。

それもそうなんですけども、担当者1人に任せっきりにしておったということも大きな原因で  
ございますので、私としましても大変皆さんにご迷惑をおかけしたということで反省してい  
るところでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） この問題につきましては常任委員会でもかなり議論を、大変割いてさ  
せていただきましたし、幾ら問いただしても、また責めても解決には向かわないというふう  
に私は思っています。

まさに本定例会の初日に、町長の説明にもありましたように、あってはならないと、事務手続の誤りであったと、町民の皆さんに深くおわびを申し上げたいということで、今後は徹底した点検と見直しを行っていきたいということでございましたし、これに尽きると思えますし、まさにこのとおりだと思えるところでございますし、今後どうあるべきかということだというふうに思います。

そこで、これまで私も主張してきましたように、今後の入札制度のあり方についてでございますが、8月の臨時会においても申し上げたところでございますけれども、まずは国土交通省なり、総務省通達のあるように、予定価格の公表を取りやめるということをやっていたらなというふうに思います。

このことで本来の競争原理が働いて健全な入札が行われるものというふうに私は思っておりますし、先日、9月20日の村山議員さんの、一般質問での答弁の中で、入札価格は最低制限価格と同額程度が大半であるというようなことの答弁もございました。このことは、予定価格を公表することで最低制限価格が安易に、容易に割り出す、算定することが可能であるということのあかしであるというふうに思っておりますし、まさにこういうことで真の競争原理が働いていないということのあらわれであるというふうに思っています。最低価格あたりでの受注に集中した結果だと思われまますし、そうではないのかなというふうに思います。

こうした実態の中で最低価格同額業者が出てくる。今後こうした事例があるということは予想されるところでございますので、こうしたことを防ぐ上からも、また真の競争性を確保する上からも予定価格の公表を今後取りやめる、しないというおつもりはないか、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 研究したいと思いますが、少し時間は必要だと思います。いろんな方に世話になって、監視委員会とか、いろんな方に世話になって、現在の入札制度を守っているという立場ですので、いましばらく検討、研究する時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 4つほど質問します。

まず最初に、入札執行者というのがあると思うんですが、当町では例規集を見た限り、私は誰かという規程がないような気がいたしました。それで、もしも規程があるならその規程と、誰かということをお聞きしたい、一つ。

それから、損害賠償の算出の根拠を表でいただきましたが、これはいわゆる経常的、いわ

ゆる普通の事業をやっておれば経常的に利益が上がる、その分を補填すると、こういうことで理解していいのかどうか。

それから3つ目は、今回の事件の処罰ですけど、これもマスコミによる報道しか私どもは入手できないんですが、担当者、課長、それから担当参事の3名が給与10%減を1カ月と、こういうように聞いているんですが、これでいいのかどうか。

それからもう一つは、今後の対応については、いただきました電子入札の開札の手順というのの後ろに再発防止についてと書いてありますが、この程度の反省しかないのかどうか。

以上についてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私からの処分については、村山議員が言ってもらった3名です。それ以外について、また後ほど副町長からこのことについてちょっと説明させます。その他、細かいことは担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今回の事案でございますが、町長が当初申し上げましたように、あってはならないことだったと私は深く認識いたしておりまして、今後しっかりとした対応をしなければならないという思いでございます。

そういった中で、やはりミスはミスということもございまして、処分ということを検討させていただきました。京丹波町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例ということはあるんですが、その中で委員会を開きまして、私がそれを担当させていただいておるわけですが、審査委員会を開催いたしまして、慎重に審議をいたしまして、3名の、10分の1の1カ月減給という処分をさせていただきました。

また、そのほかに私自身も入札の公共工事等入札指名委員会の委員長ということを担当させていただいております。その責任上、私の給与の10分の1、1カ月10分の1の額につきまして自主返納ということもさせていただいたわけでございます。

今後につきましても、しっかりとした対応をするよう職員にも指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） まず入札執行者についてのことでございますけども、きちっと定めた規程等はございません。

それから、利益につきましては、経常的に発生すると見られる利益として算定したものでございます。

それと、再発防止につきましては、何よりも二度とこのようなことが起きないということが大前提でございます。何よりも複数人で確認すると、それに尽きると考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 入札執行者という規程がないというのは早急に改められて責任者を確定しておかれないと、入札全てについて町長がみずからやるということも不可能ですし、先ほど話にありましたように、指名委員会ですか、これは副町長が委員長になっておられるわけですから、やはりその辺でやられるべきだと、このように思います。これはひとつそういう対処を至急しておいてほしいと、こう思います。

それから、損害賠償の算出基準が経常利益ということでございますが、落札というか、関係された2社だけでも結構ですので、2社の経常利益率が何%になっているのかお聞きします。

それから、3つ目の処罰の件ですけれども、今申し上げたように、担当者、課長、それから担当参事ということですが、私は担当者の方を同じレベルで処分されることは非常に不合理だと思います。というのは、再三出ていますように、人のすることですからミスが発生することは当たり前のことなんです。当たり前のことを防ぐために入札指針ですか、開札手順というのがあるわけです。

今回、問題にあったのは、先ほど課長の言葉にもちょっと出ましたけれども、このシステムを担当者に丸投げしていた、いわゆる目を届かしていなかったということですから、担当者は、それは間違っただからです訓告ぐらいの口頭でミスを指摘されるのは当然ですけれども、給料までカットしてすべき責任があったと。間違いが起きることが前提でつくっているわけですから、それは全くおかしい。こんなことをしていたら、担当者の人はたまったもんやないと思いますということ。

それからもう一つ、もしも丸投げしてあるとしたら、問題なのは実務的な担当者の参事までと違って、やはり私は委員会の副町長が今おっしゃっていたように、自分も責任を感じて自主返納すると、こういうことですが、これは自主返納じゃなしに処罰としてされるべきことだと、このように思いますが、いかがお考えなのかどうか。

それからもう一点、今後の対応ですが、これはもう本当に腹立たしいと思います。というのは、100億円の、大体、私のところ、110億円前後の予算規模ですから、100万円というのは0.01%、ごくわずかです。しかし、国民年金の年間給付額というのは満額

もらった人でも80万円前後やと思うんです。それで生活しておられる町民がおられるのに、100万円をこの程度の、もう一度改めて確認を徹底するとか、チェック機能を最大にするとか、開札時間を云々と、こう書いてありますけど、これをやったかて任せっきりにしたら何にもならない話。だから、その辺の考え方が非常に私はおかしいと思いますのが1つと、これは偶然、入札業務で起きました。

しかし、他の業務の中にもこういう本来チェックすべきことが丸投げになってしまっていて、日常業務が進んでいて、たまたま事故とかミスとか、事件とかがないさかい今来ているんだという反省のもとにこういう今後の反省をしていただかないと、年金で生活しているものにしてみたら、年間の生活源全てしても余るほどの負担を町民がしているということは絶対許されないと、このように思いますが、その辺の見解、以上のことについてお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっている部分があるんですが、丸投げしているわけじゃなしに職制として仕事をしてもらっているというふうに私は理解しております。その中で山田課長が答弁していますように、確かに丸投げというふうに言われても仕方ないような仕事の仕方しておったということで、これからはきちっと係長、そして課長がチェックするというので、これからは防げるというふうに私の立場では思っております。

以上でございます。その他については、それぞれちょっと答弁させます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 入札執行者を定める件につきましては検討させていただきたいと思えます。

それから、当該者2社の経常利益率につきましては、申しわけございませんが、把握しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 1番の入札執行者を決めていただくというのが、ひとつよろしく願います。

それから、経常利益を、この業者の人の分が把握されていないということですけど、これ、課長にお聞きするんですけど、いわゆる資格審査をされるときに経審の審査表を供給されていると思うんです。それには、売上経常利益率というのが上がっているわけです。2社、言いますと、0.223%と、もう一社は1.237%です。それから考えますと、500万円の工事で100何ぼというのは非常に多いということを常識的に考えてもわかることじゃ

ないか。

やはりもう少し勉強という、ちょっと言葉、語弊ですけども、せっかくいただいている資料があるわけですから、それなんかも交渉してやっていただかないと、先ほど申し上げたとおり、100億円の0.01%やさかいどうでもいいわというんじゃないしに、100万円というのは国民年金で生活しておられる方の年間支給分より多いという感覚で今後やってほしいと、このように思います。

これ以上は追及しても仕方ありませんので、その程度にしておきます。

それから、先ほど言うた処罰の件ですけど、これは担当者の方の処罰は非常に重過ぎると思いますので、これは軽減していただきたい、してあげるべきだと、このように思います。それと、それから、最高責任者にある町長か副町長か知りませんが、自主返納ということじゃないしに、これは当然処罰として受けられるべきだと、こう思います。

それと、それから今後のことについては、一つ老婆心ですけども、ただ入札業務で起きたんじゃないしに、この前の一般質問でも申し上げているとおり、日常業務の中で異常と思われるようなことがあったら、やっぱり危機感を持って対応していただく姿勢を再確認していただきたい、このように思います。

処罰のことだけご返答いただけたら結構です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後のことについては、議員のご質問、ご提案について検討したいと思いますが、今回は京丹波町の職員懲戒分限審査委員会の規程によって審議委員会が開かれた答申に基づいて処分したというふうに理解していただけたら結構でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 再発防止対策にかかわって質問させていただきます。

これは産建委員会ですか、議案の資料として電子入札システム、開札の手順ということで手順書をいただいておりますけども、この中で5番目の業者状況の選択ということで、失格、無効、抽せんを選択するというステップがありまして、このステップでチェック機能を活用しなかったとか、できていなかったというのが今回のミスだというふうに説明を受けておるわけなんですけども、システムの手順そのものの流れに僕はちょっと疑問を感じておるんですけども、5番のステップの中で抽せんを選択するという手順が大体おかしいんじゃないかなというふうに思います。

これは、6番の入札状況の登録というところで、これは有効な、いわゆる入札者が安いほ

うから順番にずっと並んでいくというステップがあるわけなんです。そのステップで同額の者2人が並ぶようなシステムにしておけば、これ、誰が考えてもここで気がつくと思うんですけどね。ばらばらに並んでおる状態で同額をチェックする自体が非常に難しいんじゃないかなというように思います。

それと、システムがチェック機能を外せるという、大体こんなシステムは、僕はおかしいというふうに思います。もともとこういうシステムというのは、ヒューマンエラーを想定してシステムが構築されるわけですから、ヒューマンエラーにも対応できるようなシステムでなければやはりいけないというふうに思います。

やはりシステムそのものの見直しが必要なんじゃないかなと思いますが、再発防止を検討された担当課のほうでそういうところは出てこなかったんかどうかをお尋ねします。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） システムそのものの見直しの件でございますけども、手順にも書いておりますように、電子入札におきましては一括開札のボタンを押しますと、説明したかもしれませんが、まずは安い金額順に上段から並んでいくというようなことで画面表示します。普通に見ておったら下から見ることはないんで、まず上のほうから金額が安い順番でまずは並びますので、普通に考えると見落としはないかと思うんですが、一番最上段しか見えてなかったというのが実態でございます。

そういうことで一定システムにつきましては、開札した時点で金額的に予定価格以上のものですか、最低制限価格以下のものははじくわけですけれども、ペケとして表示するわけですけれども、それを最終的に担当者が有効であるとか、無効であるとかということは選択するようにシステム上なっております。

そうはなっておりますけども、そのときに1社しか見られていなかったというのと、チェック機能であります、一旦選択はしておいて、計算ボタンというボタンを押しますとチェックしてくれるわけなんですけれども、その動作を怠っていたということも今回の原因の一つでございます。

特にシステムを見直すことはないかと思えますし、そのあたりを今後徹底、2日以降は当然徹底して、そのあたりは確認を複数人でしておりますので、今後のシステム見直しについては、特に今のところは考えてございません。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 大体、必ず抽せんをしなければ落札者が決まらないというのが、これは流れやというふうに思うんですけれども、その抽せんのステップが抜けられるようなシステ

ムというのはおかしいと思うんですけどね。必ずここを抜けないと先へ進めないというようなシステムにするべきだというふうに思いますけど、これは、同じことが多分起こることはないというふうに思うんですけど、担当者が変わり、5年、10年たったらまた同じことが再発する可能性があるかと。

再発防止対策というのは、やはり再発しないように対策を打つわけですから、抽せんの手続きが簡単に機能を外したさかい先へ進むということ自体が私はおかしいというふうに思います。

それから、再発防止対策会議というのが持たれたようなんですけども、やはりこれは先ほど村山議員のほうからもありましたように、同じような事象が発生しないか、やっぱり水平展開する中身だというふうに思うんですけども、再発防止対策会議をどのような形で開かれたのかお答えください。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 必ずしも抽せんをしないと、システム上ロックがかかるようなことでないとぐあいが悪いというようなお話でしたけども、確かに先ほど言いましたチェック機能であります計算ボタンを押せば画面上にエラーメッセージが出ます。ただし、そのボタンを押さなくても作業が進んでいくというところがまた、おっしゃいますように問題かと思っておりますので、そのあたりは開発者と再度詰めさせていただきたいと思っております。

それから、再発防止対策の会議につきましては、当日はバタバタしておりましたけども、まずは監理課内で、監理課内といいましても3名しかございませんけども、まずは担当で今後このようなことが起こらないような対策を、項目は少ないですけども、課内で協議を持ったところがございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 今回、いろいろ出ておりますが、入札システムの開札手順というのをつくって議会に提出したということでございますが、やはり今の答弁を聞いておきますと、間違いが起こらないという前提でシステムのそういう手順がつくられているように受けとめられるわけですね。

先ほどからも出ておりますように、間違いを起こすという前提でチェックする、そういう二重にも三重にもするという、そういうことが必要だと思うんですね。ボタン1つでミスをするわけですから、やはりそういう場合にボタンを押しても一旦は動かないとか、そういうシステムを京都府なんかはやっているんだということを聞くわけですけども、当然やっぱりそういうことをもっと日常、ふだんに研究してそういうものを取り入れていく、なぜそれが

できていなかったというのも不思議であるわけではありますが、その点、やはりもう一度そういうことはどうであったのか、ただ単なるこれまでのそういうシステムに過信してきておったのかどうか伺っておきたいということと、町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、職員の処分、副町長が責任者として自主返納したということもあったんですが、何と言いましても執行者である町長の責任があるべきなんですね。職員の処分だけで済ますのではなしに、町長自身が責任をしっかりとるべきだと思うわけですが、その点について町長の見解、考えを伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてもらったとおりに責任を感じておわび申し上げて、そうしたことから責任を果たしている、検討させている、あるいは諮問委員会を開いてしてきたことで責任を果たしているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 間違いを起こす前提でのシステムというのを検討すべきやということでございました。先ほど小田議員さんにもお答えしましたとおり、チェック機能であるボタンを押す、押さない、関係なしに作業ができていくというところがございますので、その点につきまして再度検討してまいりたいと考えます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 今回の開札ミス発覚から和解及び損害賠償額の決定に至りますまでの経緯につきましてはあらかじめお聞きしましたが、再度説明を願いたいと思います。本議案は裁判にかわるものでありまして、和解の相手先に対する質疑が今日はできないわけでございますので、詳細かつ正確にお願いしたいというふうに思います。

それと2点目は、今回支払われます損害賠償金103万5,000円が和解の相手先は内諾されているのか、再度お聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） まず経緯でございます。まず事案が発生したのは、平成24年7月2日、月曜日の午後1時22分に誤った落札者決定通知書を、入札参加者全社にメールを送ったということが発端でございます。約20分後に気がつきまして、当該者お二方には説明、謝罪をしたということでございます。その後、その日中、夕方でしたけども、副町長なり私も含めて相手方に説明、謝罪をしたところでございます。

それから日を改めまして、7月3日ですけれども、入札参加者13社ございましたけれども、

その13社に対しまして町長名でおわびの文書を発送いたしました。それから、同じく7月3日、顧問弁護士事務所へ出向きまして協議いたしました。

7月4日につきましては、参加者がどういうことであったのかという、参加者のうち1名ですけれども、どういうことであったのかというようなことで来庁されております。

それから、7月9日、月曜日でございますけれども、私と野間参事が相手方の事務所に出向きまして説明なり謝罪をし、今後のどういった解決があるかというようなことについてまず協議したところでございます。

それから、7月12日、木曜日ですけれども、事業参事と私とまた顧問弁護士の事務所のほうに出向きまして、二度目の協議をいたしました。

7月17日については内部協議ですけれども、町長、副町長、参事、私とで内部協議をしております。

それから、7月18日ですけれども、また野間参事と私とで相手方の事務所に出向きまして、1回目の協議の続きなり、どれだけの利益を見込んでおったのかというような内容もあわせまして、相手方と協議したところでございます。

それから、7月24日にも内部協議はしております。

最終的に、相手方と協議しましたのは7月25日、水曜日ですけれども、参事と私とが相手方の事務所に出向きまして、今回提案しております賠償金額についての、どうやって算定したかという説明もあわせ協議させていただきまして、このときに合意内諾をいただいたということでございます。ですから、内諾をいただいたのは7月25日ということでございます。

あと、7月31日ですけれども、3回目の協議ということで、顧問弁護士の事務所に出向きまして、いろいろな協議をしたところでございます。

それから、8月28日には、先ほども少し説明したかもしれませんが、監視委員会を開催いたしまして、同じような経緯なり再発防止に向けてのご報告をしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 非常に経緯につきましてはよくわかったわけでございますが、まず開札ミスが発覚しまして、その当日に相手方、誤って落札決定通知をした業者に説明したということ、謝罪もしたということでございますが、そのときにどのような説明をされたのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 当日の、相手方との話の内容ですけれども、電子入札のメールで送信しておりました落札者決定通知書は相手方の名前になっておったわけですけれども、それは間違いでしたというようなことを、電話でもその前に、電話連絡といたしますか、電話でもご説明なり謝罪はしておりますけれども、出向いたときにも同じ内容でございます。

間違いですけれども、本来のくじを抽せんした結果、違う方が落札者となりましたので、今後の話は、そのときには、結論はもちろん出てないですけれども、そういった内容をお話したところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 私が調査しましたところ、説明の内容が、同札があり、くじを行ったが、先に、ミスだと気づくまでにくじを先にやったが、誤って相手先へ落札決定通知を送付したというような説明があったと聞いておりますが、これですと私たちへの説明とは異なるわけでありまして、そのような事実はなかったのかお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） くじをした後の結果の通知であったということはございません。くじをせずに、落札者を決定したということで通知しておったことに約20分後に気がついたということでございます。気がついた後、本来のくじを実施した結果、別の方が落札者となりましたというご説明を当日はいたしました。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） 提案になっております議案第60号の和解及び損害賠償額の決定について反対の立場から討論を行います。

今回提案されている議案は、町が発注した工事の開札において、事務手続の誤りに伴い発生した損害賠償に関し、和解及び損害賠償の額を決定することではありますが、質疑でもいろいろ出されましたが、損害賠償であれば相手方にどんな損害、実害が生じたのかとなります。実害は出ていないことも明らかであります。

こうした事件が起こった場合に、相手側に誠実におわびをして話し合いで解決することが第一であります。今回の事案に対してどういう認識で対処されたのかであります。新聞報道も含め、入札事務で担当者のミスとされていますが、ミスとして担当職員に責任を押しつけるのは大きな間違いです。誰であれ、人間である以上、絶対にミスが出る。ミスが起きる立

場でシステムをつくるのが当然であります。

特に市町村では専門的に入札事務だけに専念するのではなく、日常業務を行いながら入札事務を行っているのが実情です。また、電子入札方式になり、ボタン1つで押し間違いが起きる。京都府ではボタンを押しても動かないなどの方式が導入されていると聞きます。こうした点から、事務の流れ、マニュアルはどうなっていたのか。職員はマニュアルどおりに事務をこなしていて今回のミスを犯したと言えます。これは入札システム、マニュアルに不備があったと言えます。執行責任者である町長が処分を受けて責任をとるべきです。チェック体制が不十分であったことも明らかであります。

また、和解のために損害賠償金を103万5,000円支払うことで提案されていますが、根拠は町民が納得できるものではありません。京丹波町工事等競争入札心得の第20条5項では、落札者が契約を締結しない場合で、入札保証金を免除しているときは、落札金額の100分の5相当を徴収するとなっています。今回の事案は、損害賠償として提案するのであれば、20条5項をもとにした金額を算定すべきであります。

こうした点から提案されている和解及び損害賠償額の決定については、町民の合意と納得が得られるものではないことを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横山君。

○5番（横山 勲君） ただいま上程されております議案第69号 和解及び損害賠償額の決定について賛成の立場で討論いたします。

本案件は、この7月2日に、高岡地内の町有施設解体工事の入札において、最低同額の最低業者が2社あったにもかかわらず、くじを行わずに落札業者を決定し、その後、誤りに気づき、電子くじを実施した結果、別の業者が落札業者として決定したことにより発生するであろう損害を賠償し和解するものであります。

電子システム上の不備があったと言え、あってはならない事務手続の事故であり、貴重な町民の血税を無駄遣いしようとしているばかりでなく、入札制度の仕組みやあり方そのものも町民から疑惑を持たれる結果となったことは、私は極めて遺憾としか言いようのない、極めてお粗末な事故であり、あわせて和解金額につきましても何かすっきりしないものがあります。

しかしながら、本件につきましては既に弁護士との協議も済まされ、当然、業者とも一定の話し合い、和解協議も済まされ、双方理解の上での上程であるという説明も一部ございました。そういうことを考えますとき、万やむを得ないものと考えます。

私はこれらの賠償金額について、担当者の責任は当然のことながら、監督者、理事者の責任を当然含みますが、これらの責任によって全額を求める人の、多くの町民の皆さん方から声がありますことは十分理解しております。しかし、職員は今後の本町を担ってくれる貴重な人材でまたあります。職員が自信と活力を持って日々の業務に対応し、少しでも、一步でも、京丹波町の将来の発展のために尽くしてくれる、気概と意欲を持って仕事に挑戦してくれる、そんな職員を、人を育てる意味からも、町民の血税を使うことが決して無駄遣いではないというふうに確信いたします。

今後は、これら入札事務手続の徹底した点検と見直しを含め、再発防止には万全な措置を講じられますよう強く求め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 動議を提出いたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。11時25分まで。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

横山君。

○5番（横山 勲君） 大変恥ずかしい話でございますが、先ほど賛成討論をいたしました折に間違いがありましたので、おわびをして訂正させていただきたいと思っておりますが、私、賛成討論の中で議案第69号と申し上げましたが、60号の誤りでございましたので、訂正しておわびを申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（野口久之君） ただいま可決されました議案第60号 和解及び損害賠償額の決定についてに対する附帯決議に対して、篠塚信太郎君ほか2名から、お手元にお配りいたしまし

た附帯決議案の提出がありました。これを議題とし、提出者の説明を求めます。

篠塚信太郎君。

- 2番（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました議案第60号 和解及び損害賠償額の決定に関する附帯決議の提案理由の説明を行います。

議案第60号 和解及び損害賠償額の決定につきましては、先ほど可決されたところではありますが、損害賠償金103万5,000円を税金で支払うことには多くの町民が反対していることや、再発防止を図るため、電子入札システムの開札事務チェック体制などを確立することが今後必要でありますことから、議案第60号の附帯決議を提案するものであります。

議案を朗読し、説明にかえます。

発議第4号

平成24年9月27日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 篠塚信太郎

賛成者 京丹波町議会議員 小田耕治、同じく横山勲。

議案第60号 和解及び損害賠償額の決定に関する附帯決議の提出について

上記の附帯決議を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議案第60号 和解及び損害賠償額の決定に関する附帯決議

電子入札システムは、入札における不正防止やIT化により入札事務の合理化を図る目的で、平成21年4月に導入され今日まで大きな問題や障害もなく運用されてきたところである。

しかし、今回「平成24年度高岡地内町有施設解体工事」の開札において、京丹波町監理課担当職員が同額の最低札が2者あったにもかかわらず、京丹波町建設工事等電子入札運用基準第13条第3項に規定するくじを実施せずに、株式会社太野興業に落札決定通知を行うという開札事務のミスにより、株式会社太野興業に損害賠償金を支払わなければならない事象が発生した。

今回の開札事務のミスは、京丹波町監理課担当職員の不注意によるところが大きであるが、電子入札システムへの過度の信頼と開札事務チェック体制の甘さが、開札事務ミスを引き起こした要因でもある。

そして、今回の損害賠償金103万5,000円の支払いと、再発防止に向けた取り組み等について、下記のとおり議案第60号 和解及び損害賠償額の決定に関する附帯決議とす

る。

## 記

- 1、損害賠償金の支払いに、税金を充てることについて、町民に十分理解を得るために、説明責任を果たすこと。
- 2、再発防止に向けた電子入札システムの運用及び開札事務のチェック体制を確立すること。
- 3、京丹波町建設工事等電子入札運用基準を見直すこと。

平成24年9月27日

京丹波町議会

ご審議賜り、本案にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより附帯決議案に対する質疑を行います。

村山君。

○3番（村山良夫君） 附帯決議の内容についてちょっとお聞きしたいんですが、まず初めに、これは行政のほうの103万5,000円が本来上がる利益と、こういうぐあいに説明されたのにも問題があると思うんですが、皆さんもご承知のとおり、現在の建設業界というのは仕事がなく、一つ一つの仕事に、金額にかかわらず、企業の運命をかけて、大げさに言えば入札に参加されているわけです。それが単なる発注者側、いわゆる今回の場合ですと京丹波町の職員のミスで間違っていましたというのは、ある意味で私は許されないことだと思うし、関係者の方はよくぞそれで納得していただいた。本来なら、利益の分は、もっと本当は少なく、慰謝料というんですか、そういう、命をかけてというか企業運命をかけて入札に参加されたことに対するおわびという意味でされるべきであって、こういう損害賠償ということだけを出されますと、名前は言っていると思うんですが、株式会社太野興業さんがいかにもお金にがめついという感覚をとりかねないと思いますので、私はこの文章に若干の違和感を感じます。

もう一点は、中ほどにあります、今回の開札事務のミスは京丹波町監理課担当職員の不注意によると、こうなっていますが、先ほど申し上げていましたように、職員のする仕事というのはミスがあるのが当たり前でして、不注意が起きるのは当たり前のことでして、それが最大であるというのは、私は非常に問題を感じました。

この点と、それからもう一つ、記のところにある再発防止云々というところにも、先ほどの質疑の中で申し上げましたように、ただ単なる、今回の入札に関してだけ反省して対策をとるんじゃなしに、今回の103万5,000円の金を有効に使うためにも、他の業務に含

めて反省していただくというんですか、見直していただかないと意味がないと、このように思いますので、その3点の点からちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 附帯決議の説明の中に損害賠償金103万5,000円の表現はいかがかということですが、この額自体がいろいろ、先ほどもありましたように、問題になっているわけでありますので、ここに掲載はするべきだというふうに認識いたしております。

担当職員のミスが最大であるということではありますが、よるところが大であるということで、最大という表現はいたしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

その他業務いろいろ、電子システムは住民基本台帳から税からいろいろあるわけですが、その件につきましては今回の議案第60号に対する附帯決議でありますから、それはまたほかのところで考えるべきであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私もちょうとお尋ねしておきたいと思うんですが、今もありましたけども、今回の事象は開札事務のミスということで、担当職員の不注意によるところが大であるということになっておるわけですが、いろいろ出ておりましたように、やはりシステムのあり方や入札のシステム、そこら辺がもっと問題があったというように、明らかにすべきだというように一つは思うんですね。

今もありましたように、やはりそういう不注意でいろんな事象が起こることはあるわけですから、やはりそこを、特に入札の場合については、そういう場合にチェックがかかるというように、本来、当然すべきものだというように思うんですが、だからそういう点では京丹波町の監理課職員の不注意によるところはあるけどもという、ないというよりも、それはよるところはあったわけですが、やはり重きを置くのは電子入札システムの過度の信頼、開札事務のチェック体制の甘さと、ここがやっぱり一番大きな、私は問題だと思うんですが、その点について、ひとつ提案者の説明なり解釈について伺っておきたいというように思います。

それから、記のように、1、2、3とこれが附帯決議の中身になるわけですが、当然、町民に理解を得るための説明責任を果たすということ、これはもう当然だと思うんですが、再発防止に向けた電子システムの運用及び開札事務のチェック体制を確立することということになっておりますが、やはりここについてももう少し内容的に、もちろんち

チェック体制の確立は必要でありますけども、あわせて責任を、どういう形でチェックするかということももう一つしっかり入れてもいいんじゃないかと思うんですが、その点、ちょっと2点について伺います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 電子入札システムのあり方を明らかにすることについては、記の2番目に明記しているところであります。

それと、運用する開札事務チェック体制の責任の問題でございますが、これにつきましても2番目の項目で開札事務のチェック体制を確立するというので、これは行政でしっかりと確立していただくということを要望するものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、ちょっと説明を受けたんですが、もう一つ、担当職員の不注意によるところが大であるというように、非常に職員の不注意というところに重きがいつておるんですけども、申し上げましたように、やはりシステムやとかチェック体制の甘さ、これが大だと、大きいんだというように私が文章を挿入するなり、そういう形でぜひ変更もお願いしたいと思うんですが、そういうようにならないのかどうか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 電子入札システムは幾らそれを強固に構築されていまして、運用するのは担当職員でありますので、やはり運用する担当職員の注意が最大限必要だということでここに明記したところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もちろん職員のそういう不注意というのが大きいわけですが、やはりそれをチェックして、そして危機管理のように、いわゆる1人がボタンを押しても動かないと、複数チェックしなければ動かないというように、やはり電子システムやチェックの体制をきっちりするということが非常に私は大事だと思うんですが、そうでなければ、やはり職員は万全といいますか、機械ではありませんので、やはりどういふときもあるわけで、そういうことをしっかり立場で見るということが大きいわけでございますし、今回の場合を考えてみましても、いろいろ60号で質疑がありましたように、もちろん職員が見落としということがあったとしても、そういうチェックをしたり、当然、複数それがちゃんと見ると、チェックするということがこれから、システム上、不十分であったということは明らかでありますから、やはりそういう点から言うと、その部分にしっかりと責任という問題は執行

者である町長があるわけですから、やはりそういう立場でこの体制の甘さや引き起こした原因というのもしっかり明らかにしておくべきではないかと思っておりますので、改めて伺います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） ただいま山田議員の質問でございますが、これにつきましても、記の2で再発防止に向けた電子入札システムの運用を確立することということを明記しておりますので、これで体制が確立されるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって附帯決議案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 休憩をお願いします。

○議長（野口久之君） それでは、暫時休憩。

休憩 午前11時40分

再開 午後11時43分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論を行います。

最初に、附帯決議案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第60号 和解及び損害賠償額の決定に関する附帯決議についてであります。

私は本案に反対を表明するものであります。

もちろん今回提案になっております附帯決議の内容、特に記の1、2、3を見てみますと、2については再発防止に向けた電子入札システムの運用及び開札事務のチェック体制を確立すると、強化せえということでありまして、当然であろうと思っておりますし、討論でもそういう立場で申し上げてきました。また、3についても入札運用基準の見直し、そういうことも必要だと思っております。

特に反対する理由の1つには、損害賠償金の支払いの問題であります。当然、業者との関係でそういう協議が、話がされておるわけではありますが、税金を充てることについてであります。100万円からの税金を充てると、村山議員からもありました、本当に年金暮らしの方が80万円で暮らしておると、それを今回の事件で100万円を超す損害賠償金を払う、いわゆる根拠の問題も当然あります。

そして、あわせて職員の責任というよりも、やはり執行者である町長がみずから損害賠償

を足すと、資すると、自分が払うと、こういう立場に立つべきだという点から、本附帯決議案について同意できない、反対するものであります。

○議長（野口久之君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第60号 和解及び損害賠償額の決定についてに対する附帯決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数でございます。

よって篠塚信太郎君ほか2名から提出された決議案は可決されました。

これより暫時休憩いたします。1時30分まで。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

東君。

○7番（東まさ子君） 私、午前中に提案されました議案第59号の土地取得のところでの反対討論におきまして、4億7,577万2,725円であるところを4億7,577万2,725万円と言っておりましたので、4億7,577万2,725円に訂正いたします。

以上です。

《日程第9、議案第61号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第61号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

森田君。

○14番（森田幸子君） 済みません、ちょっとしたことなのですが、質問させていただきます。

13ページの、道の駅瑞穂の里さらびき改修工事についてであります。2点ほど質問させていただきます。

新聞の報道に9月25日に掲載されまして、わかりやすく書いていただいている上にですが、これまでのさらびきの道の駅の利用度、また改修されてからの利用効果、どのような期待をされているのか。それともう一点、私、ちょっと見てきまして、写真を撮りにいかせてもらったら、入り口に灰皿が置いてあったんです、2カ所。公共施設内は灰皿撤去を町長さんも言っていたいておりますので、また改修された契機に灰皿の設置の位置、設置に対してどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず1点目の利用者でございますが、道の駅に隣接といえますか、併設しておりますので、特産物の販売をするところだけの人数というのは把握しておりませんが、平成23年度の道の駅の利用者といたしましては、16万6,628名ということになっております。

農産物販売所の、ちなみに売り上げといたしまして、平成23年度の売上高が6,541万1,262円ということになっておりますので、さらに改修しました後にはたくさんの方が来られるのではないかというふうに思っております。

そうしたことでどういう効果がということでございますが、まず1点目には品質管理の向上、いわゆる新鮮な農産物の提供ができるということを考えております。それから、それに伴いまして売り上げ、また農産物を納めていただいている方の個人の収入も増額が見込まれるんじゃないかなというふうに思っております。

そうしたことで全体的に道の駅利用者の増加につながるというふうに思っておりますし、そのことがひいては、グリーンランドが複合施設でありますので、他の施設にも影響があるものというふうに思っているところであります。

それから、灰皿の件でございますが、グリーンランドにつきましては指定管理にしておりますので、また関係者の方と事情を聞いて協議させていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

18ページの労働費の中で、内職友の会が2月に解散されたことによって補助金がマイナスになったという説明をお伺いしましたが、その後のそうした建物の管理なり、その後どういふふうに建物をされようとするのか、検討されるのかどうか、検討はすると思うんですけども、どういった方向で検討されるのか、その点をお伺いしたいのと、もう一点は20ページの農村情報施設管理費の中で、一番下、委託料、アンケート調査委託料63万円上がっ

ておりますが、アンケート調査の内容というものはどうなのか、そして、またどの程度アンケートを出されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 労働費になっております、内職友の会の関係でございますけれども、この3月で解散されまして、4月に入りましても若干の残務整理等がございますが部屋のほうは使われておりましたけれども、中ごろから完全に撤退されたということで、以降の管理につきましては支所のほうで行っておりますが、今後の利用等につきましてはまだ現在のところ、明確な方向等も定まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） アンケート調査の委託料の関係でございますが、目的につきましては全町的にケーブルテレビが普及したということでございまして、今後のケーブルテレビの充実に向けまして、町民の方々からご意見を伺うということに思っております。

具体的な内容でございますが、町内の全ての方に聞くということがなかなか難しいということもございまして、アンケートにおけます統計学上の一定の信頼度を求める数値がございまして、そこから求めたサンプル数が1,300世帯にアンケート調査をお願いする予定にしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点目は、17ページの、今回は病院の事業会計運営補助金ということで4,250万円、人件費もということで説明を聞いておるわけですけども、基本的な考え方というのはどういう形で考えておられるのか、今後のこともありますので、今回の運営補助金の考え方、また今後の考え方もあわせてちょっと伺っておきたいというように思います。

それから、21ページの、工事請負費の新規の引き込み工事というのがあるんですけども、今も全町的に普及したのでアンケートということもございましたが、具体的に現時点の普及率、対象の戸数に対してどの程度まで町としてはケーブルテレビが普及しておることになっておるのか、ちょっと改めて伺っておきたいと思います。

それから、24ページの除雪機具設置補助金なんですけども、除雪機や排土板という話も説明をちょっと聞いたんですが、実際、除雪機を購入して、具体的に除雪するというのは、どうしても周辺部が多いわけですし、これまでは歩道なんかはそれぞれ業者に発注して町が除雪

するというを中心をやっておりましたが、合併後はそれぞれ集落に任すといえますか、なかなかそこまで手が回らんとということになっておまして、集落でそれぞれ自主的に除雪をやっていただいております面があるんですけども、高齢化がどんどん周辺部ほど進んでおりますので、こういった機械による除雪も必要やと思うんです。

やっぱし吹き上げていく除雪機も相当な、一定の馬力を必要とすると金額も相当高いわけですけども、現在のところ3分の1の補助と、排土板が10分の1ということになっておるんですが、限度額を今決めておりますので、やはりその限度額をなくして、やっぱり地域に合った除雪機を導入して除雪にも協力していただくということが必要やと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 一番最初の医療に関します一般経費からの補助金の関係でございますが、ドクターの人件費がメインということでご説明申し上げた内容でございます。当面の間はドクターがこの地域に落ちついてもらうこともございますし、そういったことを踏まえまして運営に関する補助として繰り入れていただくことを当面の間は考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ケーブルテレビの加入状況でございますが、今年の3月31日現在のところで報告させていただきますと、加入申込者数が6,405件でございます。内訳につきましては、丹波が2,979件、瑞穂が1,928件、和知が1,498件ということでございます。

その中の一般加入でございますが、5,788件ということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 除雪機の設置の事業の補助金につきましては、今年度の予算の、検討の際にも除雪機の補助の対象額について検討させていただいたんですが、本年度は据え置くということで予算の計上のほうをさせていただきました。動力用の除雪版につきましては、大体補助金の交付に書いております額でいけるのではないかなというふうには考えておりますが、動力除雪機械につきましては今後も検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） それぞれ答弁していただいたんですが、医師の人件費ということで当面の間は繰り入れてもらうということなんですが、医師の人件費分全額をとということで、そういう解釈で今後もしばらくの間行く当分の間ということなのか、この4, 250万円というのは何人分なのか、そういう件を改めてお聞きしておきます。

ケーブルテレビ、今、数字をそれぞれ言うていただいたんですけども、いわゆる対象として町が見ておる戸数は、それでは何戸なのかと、いわゆる普及率がそれでわかるわけですので、ちょっと改めてもう一度伺っておきたいというように思います。

それから、ちょっとページを進みまして、29ページなんですけども、公民館の管理運営事業費というのがあるんですが、具体的にこれ、修繕費等もあるわけでございますけども、全体の公民館を示しておると、いわゆる網羅しておるという解釈でいいのかどうかということと、それから中央公民館の雨漏り、中心部にあります、そういうのはどういう形で修繕を考えておられるのかということと、それから夜間の開館、本来、公民館ですので、公民館のいろんな事業それぞれ考えますと休館日は当然あるわけですけども、夜についても開放して、大いにいろんなサークルやとか公民館の活動を勧めていくという、そういう立場に立つべきだと思うんですけども、聞きますと、週2回しか開館していないという話を聞いたんですけども、どういうことでそうっておるのか、本来の目的から言えばもっと大いに開放していくという立場に立つべきじゃないかと思うんですが、その点、伺っておきます。

それと、あわせて歴史資料調査事業というのがあるんですが、具体的にどういう内容、どういうものを今回、歴史資料調査をされるのか伺っておきたいと思います。

それから、同じく30ページの体育館の給水管や電気メーターの設備工事というのがあるんですが、具体的にはどこの体育館を計画、予定されておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 一番最初のお尋ねの件でございますが、病院のドクターの人件費につきましては、年度当初からのいわゆる計上額を差し引きいたしまして、病院の、今度お見えになりました2名のドクターの方に関する分の給与費、またあるいは福利厚生費等の経費等を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ケーブルテレビの普及率でございますが、対象と申しますか、見込んでおります、いわゆる住民の方の一般加入、それから事業所、公民館等を合わせまし

て、これ、3月の状況でございますが、6,405件ということでございます。

世帯件数が6,360世帯ということですので、率でいきますと101%ということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） まず1点目の29ページの公民館費でございますけれども、今回補正をお願いしておりますのは、中央公民館の部分でございます。1階の男女とも様式トイレを1基、設置をお願いしたいのと、それから多目的トイレにもシャワートイレを設置したいということでございます。

それから、非常用の発電機の修繕もお願いしております。また、備品に和太鼓がございまして、皮が破損してございまして修繕したいということでございます。

それから、手数料につきましては、廃棄物の処理費ということでございます。

また、議員さんがお尋ねの夜間の開館でございますけれども、週2回ではなく、必要に応じて随時開館させていただいておるところでございます。

それから、同じく29ページの文化財保護の関係でございますけれども、これにつきましては4月から5月にかけて発見されました蒲生野古墳群、また、深志野の古墳群につきまして、文化財保護法に基づきまして記録作成が必要ということになっておりますので、これらの報告書作成にかかる費用でございます。

それから、30ページの体育施設でございますけれども、今回お願いしておりますのは三ノ宮体育館の町体育施設としての管理をするということでございまして、これにかかります電気代及び水道代、それから下水道代ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、公民館の開館のことで、必要に応じてということですが、そうすると申し込みをした場合に閉館をしておるということではなしに、当然、曜日があるかもしれませんが、受け付けて開館を、公民館を利用できると、こういうことで、再確認で聞いておきたいと、間違いのないということよろしいか。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 27ページの中学校費の中学校設備改修工事、マイナスの447万6,

000円ではありますが、いろいろと改修工事をされてきたというのがありますが、減額されているということでもあります。以前も言っていましたけれども、トイレの1階は修理されているというようなことでしたけれども、2階でありましたりとかはなかなかそういうふうに手が回っていないという状況だったんですが、減額されているということで、こうしたお金が新たなそういうところに使えないのかなということと、それから、11ページの財産管理費ではありますが、ここで財産管理事業ということで、土地購入費ということで4億6,887万円、それから先行取得活用対策基金積立ということで4億815万4,000円あります。予算化されております。

午前中でしたか、聞きましたときに、土地の買い戻しだったかを聞きましたときに、あと残額が8億円ぐらいだというふうにお聞きしたわけにありますけれども、これ2つ合わせたら8億円ぐらいになりますので、もうこれで土地の買い戻しの財源というのはできているのかどうかということと、それから交付税ではありますが、今回3億3,217万1,000円ということで補正されておりますけれども、よく最終決算なんかになりましたら、補正よりもっと増額になって決算の数字として交付税が上がってきているということがあるんですけども、これはもうこれで最終9月、普通交付税は決定されるので、これで決まった金額なのか、また後であるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 27ページの中学校管理費でございますけれども、減額の447万6,000円でございますが、1つには減額の理由といたしまして、先に発注いたしました蒲生野中学校の、校舎の改修工事の入札減ということで723万円減額がございます。

それから、増えます要素といたしまして、瑞穂中学校の電気配管のマンホール、それから排水ます、雨水ます等の設置が94万6,000円、それから和知中学校の、体育館のフローリングの70カ所に及びます改修ということと、それからバスケットのラインの引き直しということで、これが120万9,000円、それから蒲生野中学校のバスケットラインの引き直しが2面、これが59万9,000円ということで、差し引きをいたしまして447万6,000円の減額ということでございます。

それから、お尋ねの2階のトイレの部分でございますけれども、今回につきましては計上しておりません。今後調査いたしまして、改めてお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 公有財産購入費の関係につきましては、今回議案でお願いしてお

りますのが、公有財産購入費の4億6,883万5,000円でございます。これは当初予算で余っております残額を加えて今回の議案の額となるわけでございます、あと積立枠まで積み立ててございますので、基金のほうに積み立てをするということです。

言いかえますと、基金に積み立てた額を、戻し入れをして今回購入すると、そういうことでございますのでご理解を賜りたいと思います。したがって、基金といたしましては2億円余りの残ということでございますので、今回では片づかないということでございます。

それから、交付税の関係につきましては今回でほぼ最終と思っております。経済対策等で地方交付税法等の一部改正がございましたら、その場合は変更がありますけれども、現在のところはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 21ページの、先ほどから出てます農村情報施設の管理費の中の工事請負費にかかわってお尋ねします。

この中で伝送路の移設工事というのは、説明では京都縦貫道の工事にかかわっての移設工事というふうに聞いておるんですけども、財源を見ますと全て一般財源から支出されるような補正になっておるわけなんですけども、これは縦貫道にかかわる移設工事というのは補償金工事の対象になるのではないかということ、この工事の中身が補償金工事対象外であるということでしたら、その工事内容についてお聞きします。

それから、もう一点ですけども、これ、補正予算全般にかかわってなんですけども、地域振興拠点整備事業の債務負担行為についてお聞きします。

本定例会の一般質問でも、地域振興拠点整備についていろいろ質問しましたけども、その答弁によりますと、事業はDBO方式ですか、それから契約の形態は施設の設計、建設、維持管理、運営を民間事業者に一括して発注するということでした。既に業者向けの説明会も終わりました、民間事業者側ではその準備も進められているようでして、間もなく事業者の選定の入札説明書も公表されまして、11月下旬には入札書の受け付け締め切りというスケジュールで事業は進んでいるようでございます。

事業費は15億円の事業費で、平成26年までかけて事業を進めていくということのようでございますけども、このような事業は当然ながら債務負担行為を設定しておく必要があるというふうに思いますが、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ケーブルテレビの、伝送路の移設工事の関係でございますが、

まず件数につきましては2件でございます、和知地区の広野地内でございます。どちらも縦貫道の工事に伴います移転工事ということになっておりまして、先ほどのご質問の関係で申しますと、1つの移設工事につきましてはN T Tさんの電柱にケーブルテレビを占有させているものでございます。もう一つの移転工事の分については、関西電力さんの電柱に占有させていただいているということでございます。

すなわち国交省さんのほうからは、N T Tもしくは関西電力のものの電柱等に関しては補償の対象ということになりますけれども、それにケーブルテレビが供用させていただいているものにつきましては対象外ということで、全て町単費での移設工事ということになっておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 債務負担行為の件でございますが、現在、従来方式に比べてD B O方式のほうが定量的、定性的にどれだけ優位かということを検証しております。また、初めての方式でもあることから、先進事例の調査やアンケートも活用して検証作業を進めておりまして、実施方針の中にもスケジュール等を明記しておりましたが、実施方針につきましても改訂版を本日公表させていただいたところでございます、入札に係ります入札説明書、そして入札説明書と一緒に要求水準書等も公表してまいりますので、それまでに債務負担行為の設定等をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 伝送路の移設についてはわかったんですけども、これ、共架をN T Tなり関西電力とするときに、支所移転に伴う費用は全て京丹波町のほうで負担するという、要するに共架の契約になっておるのかどうか。一般的に言うと、収容の絡むような移転工事につきましては、それぞれ共架しているものについても、いわゆるもとのところから補償金をもらうんじゃないかなというように思うんですけども、その辺のところの見解をお尋ねします。

それから、今、債務負担行為の関係で答弁いただいたんですけども、これは非常に大きなプロジェクトを組んでやっている町の重要事業でございます、要するに整備方針が決まって契約の形態も決まったわけですから、事業を進める前に事業の全体がこれ、まだ正式には一度も議会のほうでは説明を受けていないというふうに思うんです。

だから、やはりこういう債務負担行為は早く設定して、多分、債務負担行為というのは詳

細に金額をきちっと決めるわけではございませんので、その行為を起こすことによって事業全体がよく見えるように、予算の財源とか、そういうところも全てわかるように説明すべきだと思うんですけども、今の日程で行くといつごろに債務負担行為を付されるのか。債務負担行為というのは臨時会とかそんなんで行うような中身でなくて、当然、当初予算案が大原則だというふうに思うんですけども、少なくともやはり9月議会ではこういうことをやっておく必要があると思いますが、見解を伺います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 先ほどの件でございますが、あくまでも設置されておりますNTTもしくは関西電力との補償ということですので、契約の中にはケーブルテレビの補償は含まれていないということでございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 当初の実施方針の公表時点では、9月議会に債務負担行為を上程させていただいて入札の手續等に入っていきたいというふうに考えておりましたが、初めての整備手法ということもございまして、あと、長期にわたります施設の運営ということもございまして、数字等を慎重につかむ必要もございまして、その整理に時間を要したということで、9月議会のほうでお願いすることはできなかったということでございます。

11月中に入札説明書等の公表のほうを行っていきたいということを考えておりますので、また、手續等につきましては相談させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） わかりましたけども、債務負担行為を設定するときには財源から事業の中身、それから、いわゆるどういう形で基本契約を結ぶとか、その中身についても十分説明をしていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いしておきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 20ページであります。先ほど坂本議員が聞かれたアンケートですけども、ケーブルテレビの。これ、最初の説明のときにテレビ大阪の放送についてということでありましたけれども、今、ケーブルでテレビ大阪放送は見られているということでもありますけれども、そういう説明であったので、どういうふうになるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 現在では大阪テレビが受信されております。もともと大阪放送といいますのは、区域外放送ということになっておりまして、その辺の関係で本来は見ら

れないということになっておるんですが、電波が届いている関係上、ご配慮もありまして、便宜上受信させていただいているというのが現状であります。

そういうところから、あと民法4社の関係との、調整のこともございまして、ケーブルテレビが旧瑞穂から普及した段階で大阪テレビは受信されておりましたものですから、それを大阪テレビが、逆に受信ができなくなるとサービスの低下も招くということもございまして、これを今後も受信されるように、より確約を求めるために、どれだけの方が大阪テレビを受信されているのかというあたりもこのアンケートの中で調査して、確かな根拠、基礎資料として、それも含めて調査するというところで思っております。

現状では、今すぐ大阪テレビが映らないというような、そういう状況ではないということもつけ加えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 私は1点だけお尋ねしていきたいというふうに思うんですが、ページ数の30ページでございますが、30ページの新学校給食センター等の整備工事につきましてお尋ねしていきたいと思いますが、今回補正で、実に備品も含めると9,500万円余りの追加工事ということになっておるわけでございます。一部、防火水槽だとか保管庫だとか、通路だとかという説明があったと思いますが、具体的にこれら、増えました部分について内容をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 説明をさせていただく前に、給食センターの事業の組み立てについて少しお話をさせていただいております。

まず瑞穂の学校給食センターの、整備事業の組み立てでございますけれども、一つには新築いたします学校給食センター本体、それから二つには蒲生野中学校の配膳施設、三つには瑞穂中学校の配膳施設、四つ目には瑞穂小学校の配膳施設、五つ目には運搬業者の整備ということで、この五つから組み立てをさせていただいております。

このうち、先般8月に議決いただきました給食センター新築工事につきましては、一つ目の給食センター本体のうち本体と一部厨房施設を議決いただきましたのと、蒲生野中学校の配膳施設については中学校費の校舎棟の改修工事とあわせた施工ということで発注して、議決をいただいたところでございます。したがって、まだ今後発注しなければならないものが給食センターの厨房機器の備品類、それから給食センターの外構工事、それから瑞穂中学校の配膳施設、それから瑞穂小学校の配膳施設、そして運搬自動車、この五つの工事がま

だ発注するというところでございます。

お尋ねの工事費等を含めまして説明させていただきますと、まず工事費につきましては5,834万5,000円をお願いいたしております。これにつきましては工事請負費の、給食センターの工事請負費につきましては当初計画と比較いたしまして、調理作業の平準化を図るためのコンテナ消毒保管庫を採用したこと、及び京都府の指導によりまして、検収室や下処理室、料理、それから洗浄区域への専用通路を確保したことによりまして建築面積が62平方メートル増加いたしております。

また、当初計画では予定しておりませんでしたけれども、将来の、配管等の設備の、メンテナンスのために地下ピットを設けて設計して発注いたしております、これを先月の臨時議会におきまして議決をいただいております。議決をいただきました契約の関係につきましては、今回変更の対象といたしておりません。それから、これら面積の増加と地下ピットの設置によりまして金額が増加いたしております。このこともありまして、今後発注いたします外構工事や厨房機器工事等の予算の不足が生じたということでもございました。

それから、さらに、新たに消防署の指導によりまして防火水槽の設置が必要となりましたことから、当初予算に不足いたします3,655万7,000円の追加の補正をお願いするものでございます。

これとあわせまして、蒲生野中学校の配膳施設の関係では、厨房機器の配膳棚でありますとか、シンクの設置、これらの設置スペースの確保等によりまして面積が7.5平方メートル増加したことも含めまして、先に発注させていただいて議決をいただいたところでございます。この契約の部分につきましても、現在のところ、契約の変更については予定いたしておりません。

また、瑞穂中学校の配膳室の、今後の発注に当たりましては、地盤改良の必要があるということが判明いたしております、このことや厨房機器の配膳棚やシンクの設置に伴いまして中学校配膳施設の工事全体で1,415万1,000円の増加ということでもございまして、合わせて5,834万5,000円の追加をお願いしておるものでございます。

それから、備品の購入費といたしまして、給食センターの備品3,612万9,000円につきましては、給食センター発注時に、本体工事に含まれておりました備品のうち主要備品以外を備品購入費へ振り替えまして整理いたしました部分が2,746万8,000円と、調理、それから食缶類、あるいはアレルギー対策用の調理器具の増加でありますとか、食器アイテムの増加によりまして390万5,000円の追加となります。

また、蒲生野中学校、それから瑞穂中学校において、冷凍庫と冷蔵庫の追加、それから瑞

穂小学校では給湯器やシンク類の厨房機器、及び学校用の運搬車の増加分と合わせて475万6,000円の追加となりまして、備品購入費合わせて3,612万9,000円の追加をお願いしておるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 今ご答弁いただきましたように、いずれにいたしましても、保管庫だとか通路などの分で62平米当たり建築面積が増えたと、このようにご答弁いただいたというふうに理解いたしておるわけですが、建築面積が増えるという、そういうことの中でお尋ねしてまいりたいのは、1点は、これらについての入札行為と申しますか、契約行為と申しますか、このことをどのようにお考えになっておるのかということをお尋ねいたしますことが1点、それから建築面積が増えるだとか云々ということについては、設計上の大きな、私はミスと申しますか、そこに積算漏れがあったというふうに理解するわけでございますが、そうした認識についてどのようにお考えになっておるのか。あるいは、また最初の基本設計の段階においてもその辺がどうであったのか。

当然、そういうことになってまいりますと、本来これらの工事については一定、基本設計を含めて設計業者の責任、設計責任問題が出てくるだろうというふうに思うわけでございます。

8月のときにも同じお尋ねをいたしました折、そうした答弁ではなかったんですが、言いかえますと、こういうことがあっては困るので船井の業者でなしに京都府域の業者と、設計業者をそうしたと、暗にこういう事故を防止するためのというようなふうにもとれるご答弁をいただいたわけでございますが、そうしたことも含めてご答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 面積でございますけれども、給食センターの面積につきましては、当初、補助基準に示されております共同調理場で500人以下ということでございますが、補助対象面積253平米と、それから炊飯面積の25平方メートルを合わせました275平米を基本としてできるだけコンパクトな施設の整備ということで検討した結果、330平方メートルの計画をいたしておりました。

実施設計の発注後に学校、栄養教諭でありますとか、専門のメーカーも含めましてコンテナの導入等を検討して、それを採用したということやら、作業の平準化を図るために各スペースの見直しをしたということ、それから、京都府から、検収室からの、専用の通路の

確保を、指導を受けたということがございまして、当初計画の330平方メートルよりも62平米多い部分になったと。最終的には392平方メートルということで確定して、設計積算して、発注して、先月の臨時議会でご議決をいただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 私のこれは不勉強やったと思いますが、そうしますと、先般8月の契約についてはそのことを含めた契約をしたという理解をしたらいいわけですね。そのことについてはご了解いたしました。あわせて、こういうことになりますと当然、建築期間が長くなってくるといふふうに思うわけでございますが、それもこの前の契約の時点で含まれておったのか、何かしら今回の補正だけで考えますと、追加工事がある、その分は工事期間が延びるんやないかというような予想もするわけでございますが、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 増加によって工事が延びるということではございません。今後発注する予算に不足を生じておるのでお願いしたと、こういうことでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第61号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について反対の立場で討論いたします。

今回の補正額は13億5,010万円を追加し、補正後の額を130億8,110万円とするもので、それぞれ区からの申請要望にもより公民館の改修などの自治振興会補助金や交通安全対策を含めた道路修繕工事費、また、瑞穂地区の、旧小学校施設の屋根の修繕費や道の駅瑞穂の里・さらびきの農産物直売所の改修工事などの住民要望に応えた事業の実施については評価するものの、次の点について指摘いたします。

今回の補正予算では、平成23年度の決算見込みによる繰越金、及び本年度の普通交付税の確定を受けて、財政健全化対策を中心に編成されたとしていますが、このことを否定するものではありません。しかし、多額の繰越金を出すのではなく、暮らしが厳しいときこそ一般会計から国保会計へ繰り入れての国保税の引き下げや、水道、下水道などの減免など暮らしの応援をすることも必要であります。

また、土地開発公社先行取得用地の買い戻しに4億7,577万2,725円計上されている点についてであります。

これまでから活用されることなくされていまして塩漬け土地であります。利息がかさむことから買い戻しをすることについては私も必要と考えます。しかし、今回提案されております蒲生蒲生野425番、426番の2筆、1万2,640平方メートルを、利息を含む4億7,577万2,725円で取得しようとするものであります。議案第59号でも指摘いたしましたように、もともと旧丹波町のデンマーク公園構想の代替用地として平成3年に6筆回収し、その後、デンマーク公園構想が破綻したことにより塩漬け土地となっていたうちの2筆を買い戻すものであります。山林や畑としては平成3年の当時としての単価が2万4,184円と、異常に高いと考えますが、こうした高い買取単価での購入を明らかにしない土地取得は町民から理解と納得を得られるものではありません。

また、議案第60号でも指摘いたしました、和解及び損害賠償額の決定についてであります。電子入札での職員のミスにより賠償金103万5,000円を業者に支払うものであります。単なるミスで済ませられるものではありません。町長と語るつどいの中でも住民の方からの質問で、町長はちょっとしたミスから生じたことと答えておられましたが、チェック体制はどうであったのか、これは執行部の責任が問われる問題であり、最も自覚が必要ではないでしょうか。業者の方にとってもマイナスイメージになり得ることでもあります。また、町民の皆さんからの血税を投入する前に、先ほども説明がありましたが、担当職員、課長、参事はそれぞれ減給、そして副町長は自主返納と言われておられましたが、町長も何らかの責任が求められるのではないのでしょうか。

また、町長は行政報告で述べられておりましたが、8月10日に消費税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が可決したことに、歴史的な一歩として評価されておりました。消費税が及ぼす影響は私たちの生活を脅かす大きな問題でもあります。

自治体の果たす大きな役割は、住民の暮らしと命を守ることであることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第61号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）につきまして賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は13億5,010万円を追加し、補正後の予算額を130億8,110万円とするものであります。

歳出補正予算の主なものは、まず第一に将来の財政需要を念頭に、財政健全化を主眼として財政調整基金の積み立てに2億3,350万円や先行取得用地の対策基金の積み立てに4

億 8 1 5 万円、また、土地開発公社の先行取得用地の買い戻しに 4 億 6, 8 8 3 万円を計上されたものであります。

また、瑞穂の里・さらびきの農産物直売所の改修工事に 2, 5 9 0 万円、本年 4 月からの医師確保に伴う医師の person 費分 4, 2 5 0 万円を計上、さらには、農林業費では新規就農者の支援事業として京力農場プラン事業に 1, 5 3 7 万円、土木費では土木修繕工事として 1, 8 0 0 万円を計上、また教育費では学校給食の瑞穂給食学校センター整備事業として 9, 5 0 2 万円が追加補正されたものであります。

なお、今回、学校給食センターの施設整備予算が計上されておりますが、給食サービスの提供は保護者積年の念願であります。京丹波町教育行政にとっては、合併後積み残された懸案事項の一つでもあり、来年度からの事業開始の英断を心から喜ぶものであります。

こうした観点から、あえて一言申し上げるならば、今回の、給食センターの補正の中で多額の整備予算が計上されておりますが、先般の第 3 回の臨時議会において、瑞穂学校給食センターの工事請負契約を議決した直後の今議会において再度追加予算を提案されておりますが、今後につきましては当初予算を十分精査の上、かつ慎重に予算計上されるよう強く要望するものであります。

以上の点を指摘し、今回提案の補正予算案は、新たな借金を増やさない、借金残高を少しでも減らしていくという財政健全化の立場で編成されており、同時に厳しい財政状況の下で、いずれも住民要望に沿って住民の生活と暮らし、安心、安全を念頭に予算措置されたものであることを高く評価し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

森田君。

○14番（森田幸子君） ただいま上程になっております議案第 61 号 平成 24 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）について賛成の立場から討論を行います。

本定例会初日の町長行政報告にも言われていましたように、町政運営は今後とも足元を見据え、合併特例期間である平成 27 年度までをめぐりに一層の行財政改革に努めていくとの方針のもと、今回の提出の一般会計補正予算（第 2 号）におきましてもそのことが顕著にあらわれているものとなっています。

まずは平成 23 年度決算における繰越金及び本年度普通交付税の確定を受けての財政健全化対策を中心とする内容となっています。中でも財政調整基金積立や先行取得用地活用対策基金積立事業に 6 億 4, 0 0 0 万円余りを、さらに、土地開発公社先行取得用地の整理に伴う買い戻しに 4 億 6, 8 0 0 万円余りを計上し、今後の財政安定化に向けた対応がされてい

ます。

そのほか、府の事業を活用した農林業振興施策や、土木面では通学路など交通安全対策事業、学校給食調理場等整備事業のさらなる安全、衛生面充実に向けた施設の整備等と住民のニーズに的確に対応された諸施策の展開がされているところであり、それぞれの事業がスムーズに進捗することをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第62号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第62号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の7ページでございます。施設管理費の中に修繕料というのがあるんですが、具体的にどのような修繕が予定されておるのか、保健センターの事業費の中にあるものでございます。25万3,000円についてお尋ねします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 健康管理センターの2階からの転落防止にかかります修繕ということで、予算が不足する分について増額をお願いいたしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第63号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第63号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の4ページで説明があったかもしれませんが、一般備品ということで80万円、備品購入の予定になっておるんですが、具体的に介護認定の審査会の事業ということになっておるんでございますけども、具体的にどういうものを備品として購入することなのか伺っておきたいと思います。

それからもう一点は、老人保健施設サービス勘定の、4ページでございますが、今回、工事請負費の中に厨房の電気設備工事というのがございます。具体的にどういう、いわゆる工事内容なのか、一定そういう老人保健施設サービスのために施設改善もされてきたことがあると思うんですけども、どういう中身なのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 事業勘定の4ページの一般備品につきましては、介護認定調査票の読み取り装置を購入させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） お尋ねの老健施設の厨房電気設備工事でございますが、これ

は厨房の空調にかかわります室外機でございます。室外機が、いわゆる騒音振動が以前から近所の方へご迷惑をかけておったんですけども、今回いろいろ調整する中でその場所等を位置変更して工事するものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 全員挙手であります。

よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第64号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第64号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の5ページでちょっと伺っておきたいと思うんですけども、工事請負費で維持修繕工事というのがありますが、説明では漏水工事というように聞いたと思うんですけども、具体的に1,250万円でございますので、漏水のどういう、管路の部分なのか、いろんな施設なのかということもあるんですが、漏水というのは本来、管のことだと思うんですけども、具体的にどれくらいの距離といいますか、どういうことが原因で漏水になっているのかどうかわかっておれば伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 漏水修繕にかかりますのは、おっしゃるとおり管路に関するものです。延長等を把握ということはできませんけれども、今回の維持補修工事につきましては、そういった漏水修繕にかかる工事費を補足する部分なり、また、水道課の事務所で管理している遠方監視システムの基盤改良や、配水池の流量計の修繕、それから浄水場の計装盤にかかるUPSの修繕などを積み上げた数字となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第65号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第65号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第66号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第66号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の4ページでお尋ねしておきたいんですが、今回、需用費で追加されておるわけですが、1つは修繕料ということで、324万6,000円不足するので追加という説明があったんですけども、具体的に修繕の内容というのはどういうものなのか伺っておきたいというのと、それから燃料費、最近、スタンドへ行きますと非常に燃料が上がってきております。この補正で十分そういう値上げ分もカバーできると、こういうことなのか、これはあくまでもこれまでの分の不足分ということなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず1点目の修繕でございますが、主なものとしたしましては、トランスミッションの不良によります修理がございます。それから、バスの上下を管理しておりますエアサスペンション、エアサスの調整をしております器具の不良が生じたものの修繕ということでございます。

それから、燃料費でございますが、今年度いっぱいまでを見通した分の不足額を計上しているということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第66号は原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第67号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第67号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第68号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第68号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 収益的支出の3ページでございますが、経費の中の雑費で、医師の住宅管理経費等というのがございまして、20万4,000円なんですけど、具体的に医師住宅というのはどこのことを示しておるのかということと、今回提案になっております管理経費等ということになっておるんですけども、具体的に医師住宅がどこで、どういうことの費用ということなのか、新たに医師を増員したわけで、その医師がこの医師住宅に住むということなのかどうかということもあわせて伺っておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) お尋ねの件でございますが、医師住宅に関しましては、本年度の当初議会のごときにご説明させていただきましたとおり、迎えるに当たりまして町内に2名の新ドクターがお住まいになっておられます。町内に住宅を指定させていただきました、規程によりましてその住宅を指定し、そして官舎として町内に下山のグリーンハイツのほうに設けております、その修繕にかかる費用分でございます。

以上でございます。

○議長(野口久之君) 山田君。

○6番(山田 均君) 医師の住宅でございますので、一定の面積が必要だと思っておりますけども、例えば最近よく見ていると、町営住宅の募集もよくしておるんですけども、そういう住宅を利用するとか、そういう方法はないのかどうかということと、これまでは病院とか診療所に近いところで医師住宅を確保するということが多かったわけですが、今回はグリーンハイツということでございまして、何かグリーンハイツで確保したというのは理由があるのかどうかということと、それから当然、賃借やというように思うわけですが、町がいわゆるその住宅を借り受けてということになると思うんですけど、相手方のい

わゆる借りた住宅、それがどういう業者のものなのか、個人のものなのか、どういう形でその住宅を決められたのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） これは町が借り上げているものでございます。一定の町営住宅との絡みに関しましては、当時、ドクターの、一定の全病院との関係でそれなりの官舎の施設を準備してほしいということで、いろいろな府立の医局らとの折衝もありまして、そういった中での住宅を準備させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町が借り受けておるわけやから、相手方の所有者が個人であったのか、会社であったのか、ちょっとお尋ね、答弁がなかったので。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 失礼いたしました。

所有者につきましては、先方、オーナーのほうがいらっしゃいます。個人のがいらっしゃいます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 資本的収入及び支出の補正ということで第3条関係であります、ここで眼底カメラを買うということで予算がされていて、最終的に182万円が支出増となるということで、留保財源を充てるということで説明がありました。

こういうふうには、いろんな診療に要する材料を買った場合に、消費税がついてくるわけですけれども、反対に診療した場合、患者さんからは消費税をとれないということで、病院会計においても消費税の対象外控除ということで、いろいろ経費として落としているわけです。

金額というか、平成23年度でも、ちょっとあったかもわかりませんが、2,000万円余りのそういう経費が、消費税についての経費が経費としてマイナスになってくるということで、これが、消費税が税率アップすることになると倍になってくるということで、町長がいろいろと行政方針の中で消費税の一定評価という、そういうことも述べておられるわけですが、やはり行政のそういう病院なんかにも消費税というのが大きく影響するということにもなるので、その点について町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 政府のほうでそういうことについてこれから考えるということになっていきますので、その推移を見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 3ページの、和知歯科診療所の委託料の関係で、その他ということで105万円が計上されておりました、説明では和知歯科診療所の改修に伴う基本設計ということでお聞きしたんですけども、2階にある歯科診療所を1階におろすという説明だったというふうに思うんですけども、1階のほうには現在、リハビリに使っている部屋もありまして、あいているスペースというのは以前の保健福祉課、保健センターとして使っているスペースしかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、全体的に今の歯科を1階に移したときに2階をどう使うのかとか、それから1階のどのスペースを使って歯科診療所を改修していくのかとか、大まかな構想についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） まだ大まかな構想でございますので、確かに議員さんがおっしゃいましたように、大まかに捉えていただいたらありがたいと思います。

1階につきましては、今おっしゃいましたように、今現在、保健センターとして直前まで使ってらっしゃった1階の右手の部分、そして廊下を挟んで左手の、今、倉庫になってようかと思いますが、そのあたりの部分です。

2階の今ある歯科診療所の部分につきましては、撤収後はいわゆる、2階部分については会議室とかミーティングルームなんかに、社協らもあわせてよく使っていただいておりますので、そのあたりの使用方法が一番ベターではないかなと今思っておるようなところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今現在、リハビリに使われておるスペースの上に歯科診療所が乗っているという形になっておると思うんですけども、リハビリに使っている場所はそのまま現在の位置に残るということでしょうか。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） そのとおりでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番(梅原好範君) ただいま上程されております議案第68号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)について、私は賛成の立場から討論いたします。

病院事業会計につきましては、平成23年度から京丹波町病院と和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、一つの組織、一つの会計としての運営がなされてきました。これは医療僻地である本町が医師確保を進めるため、環境整備と経営改善を進めていくことを主な目的として取り組まれてきたものです。

しかし、平成23年度の運営においては、和知診療所では、内科常勤医師が不在という厳しい環境にもかかわらず、病院長と診療所長を初め、病院、診療所の現場のスタッフ全員が緊密な連携のもと、目的意識を共有した上で互いに協力し合い、総力を結集し、その運営に努められてこられました。その結果、全国的な医師不足の中、本年4月からは本町の悲願でありました医師確保がなし得たこと、かつ本町並みの医療規模で3名の医師確保が実現されたことはまさに画期的な状況であると大きく評価するところです。

また、和知診療所におきましては、念願の、内科医師1名の常勤医師の配置、さらに外科医師1名の常勤医師配置がかなったことは、和知地域の住民が切望し続けてまいりました、安心して暮らせる医療環境に向かう大きな前進であると確信し、感謝とともに歓迎されております。

歯科診療所につきましても、地域医療のニーズに応えるため、本年度から土曜日診療を始めたことにより町内全域からの来院や新規患者が増えるなど、受診者からは好評を聞き及んでおります。

また、平成23年度病院事業会計経常収支の医業収支において、新町発足後、初の黒字化を確保できたことは職員の意識改善をもとにした奮闘と努力が経営改善という形で着実にあらわれてきたものと評価いたします。

今回の補正予算には、医師確保が実現した後の関連予算や歯科診療所の改修にかかわる補正予算が計上されており、今後における病院、診療所、歯科診療所の健全運営に大きな期待を寄せるものです。今後においては、携わる職員の意識改革の推進、そして本町地域医療の現状に沿う、医師、看護師、専門職の人材確保と設備の充実、それらの相乗効果による徹底した経営改善を求めます。

不可能と思われた医師確保が実現した今こそ、寺尾町長が示す明確な方向性のもとで、関係各位のさらなるご尽力を強く要望し、本京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。3時10分まで。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に続き、会議を続けます。

《日程第17、認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第32、認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算の認定について》

○議長（野口久之君） 日程第17、認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第32、認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算の認定についてを一括議題とします。

16件について決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、篠塚信太郎君。

○2番（篠塚信太郎君） 去る9月5日の本会議において、決算特別委員会に付託されました、平成23年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業決算認定について委員長報告をいたします。

決算特別委員会は9月12日、14日、いずれも午前9時から開催いたしました。それぞれの審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で特別委員会が設置され、また議事録も作成されますので、省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月14日に、議長宛てに提出しております、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案通り認定となりました。

それでは、委員会審査報告を朗読し、報告とさせていただきます。

平成24年9月14日

京丹波町議会議長 野口久之様

決算特別委員会委員長 篠塚信太郎

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

原案認定。

認定第12号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
原案認定。

認定第13号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
原案認定。

認定第14号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
原案認定。

認定第15号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
原案認定。

認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、原案認定。

以上、委員会審査報告とします。

○議長（野口久之君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の  
認定について反対の立場で討論を行います。

昨年は個人の給与所得も営業所得も、前年度に比して横ばいとなっていますが、引き続き  
大変厳しい状況にあることが明らかになりました。このような情勢の中、住民の暮らしと営  
業を守ることが求められておりました。

住宅改修助成制度の創設や、須知高校生への町営バスの定期代の助成、鳥インフルエンザ  
発生農場跡地活用対策費、就学援助制度の充実などがされた点については評価するものの、  
次の点について指摘するものであります。

第1に、福島第一原発の事故から1年半がたった今でも、大勢の方がふるさとに帰ることが  
できておりません。また、事故の被害は収束するどころか、拡大をし続けております。使  
済済み核燃料を処理する技術もありません。住民の命と財産を守る町長として、原発ゼロ再  
稼働反対の態度を明確にするべきであります。また、町の一部が30キロ圏内、全町が50  
キロ圏内に入る本町として、全町を対象にした原子力防災計画を立てるべきであります。

第2に、水道料金の値上げが実施されました。高齢者にとっては年金の引き下げ、若年層によっては非正規雇用の増加、こうしたことで収入が減少している住民に対し、負担の引き上げを行うべきではありません。

第3に、未納滞納金については、払ってもらうことが基本ですが、一方、本当に厳しい社会状況の中で、生活苦で払いたくても払えない方がいるのではないのでしょうか。国保などで申請による減免の実績が1件もないということでありましたが、生活が大事であり、町民の立場に立って相談する必要があることを指摘するものであります。

第4に、上豊田保育所の改築や、小中学校の普通教室へのエアコン設置など、子育て、教育への支援が必要です。

第5に、福島原発事故で原発の安全神話は崩れました。原発にかわる自然エネルギーへの転換が求められております。本町の面積の80%以上を森林が占めております。間伐材の端材を町内の工場で木質ペレットに加工するなど、積極的な取り組みを求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横山君。

○5番（横山 勲君） 私は、ただいま上程されております認定第1号 平成23年度一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論いたします。

平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算は、寺尾町長が就任されて二度目となる決算でありました、近年の国の動向は、多額の国債を初めとする多額の債務を抱える中、東日本大震災の復興対策や増え続ける社会保障費の財源確保、依然として回復の兆しが見えない円高とデフレ基調による日本経済の低迷、こうした状況の中ではありましたが、ケーブルテレビの全町拡幅整備事業や畑川ダム関連事業に、また瑞穂地域の保育所や、瑞穂地域の小学校統合整備事業など大型事業を初めとして、地域包括ケア体制に向けた準備、取り組み、和知診療所と和知歯科診療所を京丹波町病院と一体化した運営、中学校卒業までの医療費負担を月額200円とする子育て医療費助成、妊産婦健診14回分を全て公費負担とするなど、寺尾町長が公約とされております、まちづくりに向けた各施策が着実に実行された年であったと思います。

さらに、第26回国民文化祭の事業でも、本町のすばらしい伝統文化を広く内外に伝えることもできました。また、京丹波食の祭典事業として、本町を食のまちとして広く情報発信するなどさまざまな取り組みがなされました。また、有害鳥獣対策に新たな取り組みとして、地域住民と連携した鹿の大量捕獲装置の実証研究を、林業面におきましても林業大学校

の誘致と開校に向けてのさまざまな取り組みと準備、森づくり基本計画の策定の取り組み、町商工会のプレミアム商品券発行の支援などにも取り組まれました。

先ほども少し述べましたが、11月23日には長年の懸案でありました、畑川ダムの定礎式も行われ、水の心配から解放されるとともに、企業立地の条件が整いつつなっており、ますことはまことに記念いたします23年度であったと考えます。加えて、京都縦貫自動車道丹波パーキングに隣接の地域拠点整備の取り組みなど、未来への投資としてのまちづくりに向けた各施策が着実に実行された23年度でありました。

財政面におきましても、地方債、いわゆる町の借金ではありますが、残高も3町合併以前の17年度に比べ、およそ56億9,790万円余り縮減に努力されました。また、基金、いわゆる貯金ではありますが、これも合併時に比べ23億5,273万円余り増加いたしております。これらのことは、事務の効率化はもとより、人件費の縮減など、またさまざまな取り組みの結果として評価いたします。

また、財政の健全化に対する取り組みの一つとして、土地開発公社先行取得用地につきましても、23年度はまちづくり用地8,233平米を初め、京都自動車関連事業用地6,119平米など、3億9,000万円余りを買戻し、平成27年度までに全ての債務を解消する方針も示されるなどについて、これも評価、賛同するものでございます。

しかしながら、今後におきましては、先ほど来からもお話がありますように、27年度に合併特例期間が終了することになり、普通交付税の合併特例が段階的ではありますが、平成33年にはゼロ円になると見込まれております。

丹波パーキングに隣接の地域拠点施設の整備など大型の事業も計画されていることもあり、より一層の歳入確保と歳出の抑制が求められております。加えて、5億円を上回ります収入未済、1,900万円余りの不納欠損金の処分など、歳入確保はもとより、負担の公平性の観点からも容認ができるものではありませんが、今後、金融機関の再引き落としの実施、コンビニ納付などを求め、あわせて不納欠損についての時効停止措置の対策など、より一層の歳入確保と経費節減を求め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま上程されております認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

平成23年度は京丹波町として出発して6年目、寺尾町政2年目、合併のときに行った新町まちづくり計画の中に集約された住民アンケートでは、将来的に望ましいまちの姿は、保

健、福祉、医療サービスが充実した、健康で安心して暮らせるまちを望む人が70.7%で、まちづくりの方向を示した、多くの町民が願うまちづくりに取り組めたのが問われる1年であったと考えます。

平成23年度の一般会計決算の歳出総額は112億2,613万2,539円でした。寺尾町政が、多くの町民が願う、健康で安心して暮らせるまちづくりにどう応えたのか、また京丹波町としてまちづくりのどこに力を入れたのかを示す決算でもあります。

平成23年度の施政方針では、安心、活力、愛のあるまちづくりの第2章として、各施策をステップアップさせ、変化を実感いただけるように積極的予算編成を行ったとして、合併後、最大規模の当初予算を編成しました。

長引く不況の中で、町民の暮らしや営業は追い詰められ、厳しい状況にあります。国保税の所得階層を見ても、200万以下の所得の人が92.6%と、格差と貧困が一層進んでいます。基幹産業である農業は、農産物の価格の低迷や、有害鳥獣被害などで生産意欲を失うなど、高齢化とあわせて待ったなしの状況です。また、商店街や建築業など中小零細業者は、廃業や事業の縮小など切羽詰まった状況です。

本当に実感をつかんでくれているのか、これが声なき声の思いです。今、町民が町政に求めているのは、困ったとき、どうにもならないとき、知恵や力をかしてほしい、できることを少しでも取り組んでほしい、これが町民の願いです。行政がこの願いにどう応えるのかが、町政に求められています。

こうした中で打ち出された住宅改修補助金制度の創設を大いに評価するものです。99件で、全体工事額が9,118万5,607円、12.7倍の経済効果があったと言えます。さらに、経済効果と仕事起こしを拡大するためにも補助金の引き上げや新築なども対象にするなど、制度の見直し、充実を求めるものであります。

平成23年度は、畑川ダムの推進を初め、都市公園や森林管理道路など、旧町からの継続事業も推進してきました。もちろん子育て医療費助成やCATVのデジアナ変換工事など住民要求が実施されたことは評価するものでありますが、重点施策の畑川ダム事業は丹波、瑞穂の開発団地で人口が6,000人も増加する見込みのもとに計画されたものですが、全くその見通しはありません。事業費の負担と水質処理を合わせて25億円の費用負担、さらには維持費の負担などを考えると、将来必ず大きな負担として町民に転嫁されることは明らかであります。

丹波、瑞穂地域にある、既存の11の事業所が水の増量を求めていることを根拠としていますが、アンケート調査の結果とした、非常に曖昧で、会社の経営方針は経済状況などの都

合で大きく変わることは全国で起きている、企業誘致に頼ったまちづくりが行き詰まって、そのツケが市民に回っていることから、町民を主役にしたまちづくりには基本であることの大切さを再認識すべきです。必要なのは水需用の再検討やダムからの取水の見直し、事業の計画変更など、あらゆる角度から再検討すべきことを強く求めるものであります。

また、都市公園や森林管理道路事業などの大型公共事業も推進されました。今後、管理運営に伴う負担も課題です。指定管理をした食彩の工房は設置目的に沿って運営されたのか、民間への丸投げであったことが明らかになっています。本来の施設の目的に合った運営をすべきであります。

さらに、23年度に打ち出された丹波パーキングと一体的な地域振興拠点整備事業として、基本計画策定業務や測量業務費用を予算化し、計画策定委員会やワーキング会議の開催など、施設建設に向けて走り出した年でもありました。その推進のために、課内にプロジェクト推進室の設置もされ、合併後、最大の投資は地域振興拠点施設としております。これまでも指摘したように、京都縦貫道の通行車両を中心に考えるのではなく、まちづくりを考えるならば京丹波町のまちの中に考えるべきです。人をこちらから迎えに行くのではなく、迎えるために大きな施設をつくるのではなく、町内へ引き寄せる魅力あるまちづくりが必要と考えます。

また、平成23年度は畑川ダムの周辺整備についても、地元の要望としてグラウンドゴルフ場と憩いの場所の、建設の要望を受けて動き出しました。こうした大型プロジェクトは新聞でも報道されたように、活力の種が借金の種になりかねません。将来を見据えた科学的な調査と慎重な対応が求められます。行政は、畑川ダムに見られるように、一旦決めたら進むことしか知らないイノシシのように猪突猛進で進んでいます。住民不在そのものです。

丹波パーキングと一体的な地域振興拠点整備事業にかかわって、もう一点指摘したいのは、事業の入札参加希望として事前登録業者の中に町長の親族の会社と自分が会長とする会社が登録している点についてであります。身内が事業に協力してくれてうれしいとの回答をされましたが、町長は町政執行の権力と権限が集中しており、最も清潔で公平、公正な立場が求められる点から考えると、法的な規制がなくても町民の合意と納得は得られないことを指摘するものです。町政は町民に支えられて成り立つものであり、町民一人一人の町政への信頼がなくては、まちづくりの推進は望めませんと、こう言われております。

高齢化が進む京丹波町では、親切な対応をすること、住民の話をよく聞き激励すること、そして町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることが一体感のあるまちづくりだと考えます。町政の主役は町民であり、町民の目線で町政を進めることが求められているのです。

また、町政評価で借金の負担度を示す実質公債費比率が15.3%と、前年比で1.7ポイント改善しました。前町長時代から取り組んできたことから、引き下げができてきたわけですが、これ以上借金を増やすことは避けるべきであります。経常収支比率は81.8%で3.3%悪化しております。また、27年の合併特例期間が終わることを考えますと、こうしたことがもろ手を挙げて成果と言えるものではありません。国政では、構造改革路線を進めてきた元党首が装いも新たに出てきました。構造改革路線をさらに進めようとしております。

京丹波町では、保健、福祉、医療を何よりも大事にする福祉中心のまちづくりへ、町政の柱として進めることが強く求められています。私たち、日本共産党議員団はどこに住んでいても安心して暮らせるまち、保健、福祉、医療を何よりも大切に作るまちをつくるために全力を尽くすことを申し上げて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算について認定すべしとの立場から賛成討論を行います。

振り返りますと、昨年3月24日の最終本会議において賛成多数で認定されました平成23年度京丹波町一般会計予算は、寺尾町長が町民に約束された、安心、活力、愛のあるまちづくりを具体化していく諸施策を職員一丸となって着実に執行され、就任2年目の決算が町民の負託に応える中で達成されたものと大きく評価するものであります。

さて、平成23年度予算を編成した時点の我が国経済や本町経済の状況はリーマンショック後の経済危機を克服したものの、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど、厳しい雇用、経済情勢のもと、本町においても景気回復の兆しが見えない、望めない影響を受け、町税を初め、各種譲与税、交付金の減少を見込みながらも財政健全化を第一に置きつつ、積極的な施策の執行に取り組まれたものであります。

ご承知のとおり、厳しい財政状況の中ではありましたが、町長は平成21年11月の就任以来、町民目線に立った信頼される行政の推進、すなわち安心、活力、愛のあるまちづくりを基本に、財政の健全化と現場主義の視点で町民の行政ニーズを的確に捉え、みずからをトップセールスとして国や府、関係機関に積極的に働きかけるなど、その情熱と行動力は成果実績とともに他の自治体からも大きな注目を集めるものであります。

以下、事業内容を検証しますと、財政健全化対策として土地開発公社先行取得用地の債務縮小に向けた土地の買い戻しに3億9,131万円、今後の財政需要に備えるため、財政調

整基金への積み立てに3億4,405万円、合併特例債を活用した振興基金への積み立てに1億6,374万円、また、地域コミュニティを育む自治振興補助金として15の自治会に1,632万円、また、安心して暮らせる環境づくりとして、本町の独自施策として、中学生までの医療費助成事業として3,373万円、健康で生き生きと暮らせるための各種健診事業を無料とする中で特定健康診査等事業に1,305万円、がん検診事業などに4,088万円を執行し、健康診査や予防事業などの保健活動を積極的に推進されました。

また、環境衛生行政では、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、34件、381万円の執行、本町の基幹産業である農業振興では黒大豆、小豆、ソバ、京野菜などの特産物等作付奨励金に1,469万円、有害鳥獣被害防止対策として7,999万円、農業機械導入補助金等の農業振興事業に1,235万円、また、林業振興面ではウッドボイラーの導入などの、森林環境の保全育成に992万円を執行、商工費では町内商工業の活性化支援としてプレミアム商品券発行事業補助として78万円、京丹波町観光協会設立による運営補助に489万円、土木費では畑川ダム建設関連事業に1億34万円、道路維持や新設改良費に5億644万円、住宅改修補助金として99件、7,184万円など、また、教育費では学童保育事業に1,550万円や本町の伝統文化を町内外に発信すべく開催されました国民文化祭推進事業に709万円など、その他、細部にわたり、きめ細やかな施策をいずれも住民目線に立ち、住民要望に沿って適切に予算執行が図られたものと認めます。

一方、財政面では、地方債残高の削減に向けての積極的な繰上償還や公債費の抑制に努められ、実質公債費比率は前年度比1.7ポイント減少の15.3%となり、財政健全化対策の効果があらわれたものと認めます。また、町税の収入実績は現年度分が97.74%、過年度分が14.20%と、いずれも前年度実績を上回っており、地道な徴収努力が実ったものと考えます。

引き続き、京都地方税機構とも十分な連携をとり、負担の公平性の原則からも一層の徴収努力を要望するものであります。今後においては、多様化する町民の行政ニーズに的確に対応し、これまでの行財政改革による成果を生かす中で、本町の将来像実現のため、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、さらなる努力を望むものであります。

よって平成23年度本決算は本町の発展と住民の福祉向上が図られた決算と認め、心を込めて賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(野口久之君) 起立多数であります。

よって認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○12番(原田寿賀美君) 私は、認定第2号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計決算について賛成の立場で討論を行います。

23年度決算は前年度比と比較しますと、歳入では3,653万4,000円増額となっております。

内訳は国、府の財政調整交付金2,928万円、その他の交付金といたしまして750万8,000円の増額となっております。共同事業交付金では、475万8,000円の減額であります。また、保険税では収納率1.16%アップの1,133万1,000円の増額となっております。一般会計及び基金の繰り入れが2,257万8,000円の増額となっております。ちなみに、全体の金額からみますと、保険税で22%、交付金、補助金で65%、その他の収入で13%となっております。

さらに、歳出では、年々増加しております医療費を鑑みまして、4,858万5,000円の増額となっております。また、内容的に見てみますと、保険給付費では4,885万4,000円、率にして4.66%増えております。さらに、高額療養費につきましては14.13%の増額で、金額にして1,569万1,000円となっております。

疾病予防のために3,596万6,000円執行されております。特に人間ドックを初めとする予防活動も強化されておりますが、厳しい国保財政の中で2年連続して保険税の据置きも対応などされておりました、まさに最後のとりでの保険制度を果たしている決

算であることを確認いたしました。

しかし、国保財政の長期展望や負担の公平性の観点から、収納率の向上に対してさらなるご努力をいただくことを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま上程されております認定第3号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論をいたします。

平成20年からスタートいたしましたこの制度は、75歳という年齢で区切り、75歳以上の高齢者の医療費と人口が増えるに従い、保険料も自動的に上がり続ける仕組みであります。共産党議員団は一貫してこの制度に反対してまいりました。

3年前に政権交代をしたとき、民主党も後期高齢者医療制度の廃止を約束して政権交代をいたしました。が、いまだに約束を反故し、現在に至っております。このことはマニフェスト違反であり、国民との約束は守るべきであります。

今の社会情勢を見ましても、国民の暮らしは大変であります。特に年金暮らしの高齢者にとって社会保障と税の一体改革による消費税の引き上げは暮らしを直撃するもので、しかも、頼みである年金の引き下げが行われようとしています。

23年度の後期高齢者医療制度会計決算を見ましても、この3年間、収入未済が年々急増しており、払いたくても払えないのが実情ではないでしょうか。誰もが年を重ねれば何らかの病気になりやすく、病院にかかります。

安心して医療を受けられる制度にすることが国の責任であり、地方からしっかりと声を上げていくことが住民代表である町長や議員である私たちの責務であります。国に対して制度の見直しを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は、平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとの立場から討論いたします。

本特別会計や国民健康保険特別会計などは、国民の高齢化に伴い、数多くの問題があることは皆さんもご承知のとおりであります。この問題の解決は、一自治体では解決できる問題ではなく、国家的に解決しなければならないことであります。このような現実の中で、今回提議されています本特別会計歳入歳出決算は、諸事業の中で健康管理の啓蒙や未済保険料の減少等の努力、工夫が十分に認められます。

しかし、本制度そのものが根本的に改正が望めない中では、少しでも給付金の増加を防ぐために、引き続き町民各位に自己の健康管理に努めていただく等の啓蒙策や、また、さらなる未収納付率の向上をとっていただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○ 9 番（松村篤郎君） それでは、認定第 4 号 平成 2 3 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

高齢化率が年々増加する本町において、第 1 号被保険者数は 2 3 年度末において 5, 6 1 0 人で、率にすると 3 4. 3 % となり、うち 7 5 歳以上が 2 0. 2 % を占めております。平成 2 6 年度には 5, 8 8 0 人になる見込みとなっております。

今回の決算は、第 4 期介護保険事業計画の最後の年度として、3 年間の結果が問われることとなります。実質収支額は 1, 0 0 9 万円の黒字となったところであります。

歳入において、介護保険料で所得段階区分の第 4 段階に特例第 4 段階が追加されたことにより細分化され、低所得者への納付軽減が図られております。第 5 期介護保険事業計画、2 4 年度から 2 6 年度では、第 3 段階にも細分化され、新たな段階が設けられ、引き続き低所得者への配慮がなされています。

平成 2 0 年度分の調定分を不納欠損処分とされておりますが、現年分の徴収に尽力され、収納率は 9 9. 6 7 % と、前年を超える額となり、口座振替の奨励や訪問徴収に努力されております。今後もさらなる保険料収納率の向上に期待するところであります。

歳出では、保険給付費は前年比 3. 9 % に伸び、6, 7 6 6 万円の増加となっております。介護サービス等諸費が 1 6 億円余り、介護予防サービス等諸費が 6, 2 8 4 万円、高額介護サービス等費が 3, 8 3 6 万円余り、また、特定入居者介護サービス等費 9, 0 4 2 万円余りなど、合計で 1 7 億 9, 7 8 6 万円余りが給付されております。

給付を受ける介護保険サービス事業者によるきめ細かな居宅サービスを初め、地域密着型サービスや福祉施設、保健施設、療養型医療施設などの施設サービスが行われております。また、地域包括支援センターでは、介護予防支援事業の契約や相談支援、認知症地域支援など、積極的に実施されております。

介護を受けている当事者はもちろん、その家族にとって行き届いたサービスが日々の支えになっていることに変わりはありません。今後もサービスを求める人のために、町民が支え合い、継続的にこの事業が運営されることを期待し、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成討論といたします。

○ 議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま上程になっております認定第5号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

本町の水道事業は丹波、瑞穂地区の上水道事業、和知地域は簡易水道事業として、統合整備事業を旧町からの継続事業として取り組んでいます。特に丹波、瑞穂地区では、平成10年から丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業として、これまで100億円以上を投入して、既設の水道管をつなぐ工事、そして新たに新規水源として水原と下山で確保してきました。ですから、今では給水制限が行われることがなくなりました。

丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業では、新規水源として新たに畑川ダムからの5,000トンの水を取水する計画ですが、これは丹波と瑞穂にある開発団地7,114区画に人口が6,000人増える見通しを立てて計画されたものであります。畑川ダムが計画されて15年余り、経済状況も右肩上がりから大きく変動しています。人口も当初予想から大幅に減らす設定に変更しましたが、人口はさらに減少しているのが実態です。人口減少は京丹波町だけではなく、日本の人口が減っているのであります。京丹波町で、しかも、丹波、瑞穂の開発団地だけに人口が増えることは絶対にありません。

水需要の根拠はなくなっているのであります。一旦決めた、人口が増える計画が破綻しても見直さない、誰がその責任を持つのですか。計画した人口が増える見通しがなくなった以上、ダムからの5,000トンの取水計画は中止すべきであります。しかし、畑川ダムは必要として、平成23年度も畑川ダム建設の負担金3億7,832万5,000円を支出しています。

人口が計画どおり増える根拠の説明ができなくなると、今度は丹波、瑞穂で操業している11の事業所にアンケートで問い合わせて、その増量要望が4,989トンであるとしてダムからの取水は5,000トン必要としています。

町長は行政の継続と言われますが、人口が開発団地に大きく増えることを前提にした計画は、誰の目にも明らかなように見通しはありません。見込みのないような計画を強引に進めてきた歴代の町長の責任は重大です。

もう一点指摘しなければならない問題は、水道事業として町内の事業所からの水需要に応えなければならないと言いますが、これは当然その責任があります。しかし、畑川ダムからの取水の目的は、開発団地に6,000人の人口が増えるために畑川ダムが必要として事業を推進してきました。事業所の増量要望に応えるのであれば、丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業の計画を変更して、事業所の水需要に応えることを目的にすべきです。

町民に、畑川ダムからの取水目的を明らかにすべきです。住民の暮らしに最も水が必要として、負担を押しつけるべきではありません。

今、丹波、瑞穂地域では、新規水源を含め9,100トンが確保され、使用水量を見ても、平成23年度では5,923トンです。3,100トン、人口にして1万1,400人分も余裕があり、十分に水は確保されています。もちろん水は生活のライフラインであり、必要な量の確保は当然必要であります。この地域は分水嶺で山紫水明の地域であります。しかしダムからの取水する水は汚いとして高度処理を予定しています。この施設は10億円も投入する計画になっています。今、ダムからの取水を再検討しなければ、その負担が今住んでいる町民の負担になることは明らかです。人口も大きく減少する。町内の事業所は計画どおり水を使わなければ、その次は全国でも多くの例が示すように、町民が支払わなければなりません。

事業を推進する町長や京都府知事が責任をとれるのか、このことを厳しく指摘するとともに、見直し中止など再検討を強く求めて、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されております認定第5号 京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

水道事業においては、住民の安心で安定した水道水供給という重要な使命のもと、現有施設の保守管理など、万全で徹底した日々の維持管理はもちろんのこと、突発的に発生する漏水事故発生時の迅速な対応、特に、この冬に同時多発的に発生いたしました水道管の凍結による漏水事故では、タンク水位が一時危機的状況に陥りながらも、職員の皆様の昼夜を問わない、まさに不眠不休の努力によりライフラインが維持されました。

放射線状に延びる管路網を1メートル刻みに調査し、また、留守宅を含めた家屋内の点検

に奔走される職員の皆様の姿からは、住民のライフラインたる水道水を死守するとの使命感が痛感されるとともに、このような皆様の努力により私たち住民が安心して日々の生活を送れますことに、利用者として心からの感謝を申し上げます。

このような漏水事故をハード面で捉えた場合、一昔であれば長時間にわたる断水を余儀なくされておりましたが、統合簡易水道事業の進捗により配水池の推移状況をいち早く把握することのできる通報システムの整備、さらにはバイパス管の接続により断水範囲を大幅に縮小させるなどの対応が可能となっており、本事業の効果を大いに評価するものです。

しかしながら、バイパス管のさらなる有効活用には潤沢な水量、水源の確保が不可欠な条件であり、安心な水道施策の実現に向け、畑川ダムの早期完成と一日も早い運用開始が待たれております。

一方、防災という視点においても、火災発生時にはたとえ初期消火と言えども、消火栓を使用する場合には周辺的生活用水確保への配慮も必要な状態であり、特に夏場の枯渇寸前の水源では、活動中においても地域に与える影響が常に頭をよぎるところであり、このことから、町民の誰もが望む、安心、安全を実感しながら暮らせるまちづくりには、畑川ダムの完成は本町の欠かすことのできない社会資本であると確信いたします。

住民の命の水を常に安定した状態で利用者に供給するため、計画実施された本決算にかかわる水道事業内容が適切であると判断、加えて、職員の皆様の、日々の努力に敬意を申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成23年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。

平成23年度から、下水道の使用料が定額制、人頭割制から従量制、累進制へと変更され、町水道以外の井戸水なども下水道施設へ流れ込んでいけば使用料を徴収することとなりました。

使用料も平均19.8%引き上げるという内容であります。これまでは1カ月につき、丹波地区は3,780円、瑞穂地区は3,500円、和知地区は世帯人数を3人にした場合、3,500円でありました。23年度からの改定では、使用料で維持管理費を賄うとする独立採算制の考え方が導入され、維持管理費を賄うためには年間4,200万円、19.6%の値上げを行うというものであります。3年間の経過措置がとられることになっておりますが、定額制から従量制、累進制への改定で、水道の使用量月20トンを超えて40トンでは1.8倍に、50トンでは2倍以上にと、大幅に料金が上がることになりました。

下水道使用料の改定に際して、日本共産党議員団は毎月の使用水量が10トン以下の少ない水量しか使わない世帯が29%を占めるなど、少ない水量しか使わない世帯の下水道料金を引き下げ、超過使用水量を考慮して、改定の基準とした21年度の下水道使用料の、総額の範囲内で料金設定をする修正案を提出、提案しました。

今、下水道は水道とともに、町民誰もが暮らしに欠くことのできない必要なものであり、まちづくりの基本であります。また、自治体が行っている仕事であります。できるだけ納めた税金の中での対応を基本に運営されるべきで、発生する住民負担は必要最低限度にすることが当然のことではないでしょうか。使用料改正は23年10月から暫定的に実施されて、その結果、23年度は500万円の使用料が増額となっております。平成26年の10月からは全面改正となり、さらに負担が増えることとなります。

維持管理費は、管渠、ポンプ場、汚水処理費などがありますが、本町のような処理区域内人口が少ない地域では、1人当たりの維持管理費は高くなり、借金である元金、利息の償還も同じことが言えます。

全国どんな地域に住んでいても、一定の行政サービスが受けられるように、国には財源を保障する地方交付税制度があります。今、サラリーマンも営業も、それから年金者も暮らしは厳しい状況であり、公共料金の値上げは暮らしに直結いたします。見直しは必要最低限度にすること、住民合意を最優先することを指摘するものであります。

また、これまで再三見直しを提案しております、本町の加入分担金の105万円は近隣市

町と比べても非常に高い金額であります。安心、安全、愛のまちづくりの方針からも、若い人たちに住んでもらうためにも、大幅に見直しをすべきであります。そのことを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○12番（原田寿賀美君） 私は、認定第6号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論を行います。

ご案内のとおり、下水道事業は、私たちが文化的で最低限度の生活を営むこと、また、公衆衛生面においても必要不可欠な事業であります。

合併後の課題でありました町内の使用料金統一を図るため、料金改正を段階的に進めるなど、事業運営にも創意工夫を重ねられ、積極的に事業を展開されていることが強くうかがえる決算であります。

施設の老朽化対策、未収金の回復に、さらに積極的に推進されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 認定第9号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論いたします。

本町の町営バス運行は、マイカーを保有しないと住みづらい本町の交通環境の中で、主に学校の通学やマイカーを持っていない交通弱者の足となり貢献してまいりました。しかし、人口の減少とさらなるマイカー保有率の上昇の中で、町営バスは空気を運んで走っているとやゆされる現状となっています。

23年度の歳入歳出決算総額1億円余りのうち運賃収入は10%の1,000万円しかなく、残りは2,200万円のスクールバス事業と7,600万円の一般会計からの繰り入れです。23年度から始まった須知高校生のバス定期半額助成やクラブ活動に対応したダイヤの見直しなどは本当に助かっていると町民の声が聞こえてきており、評価するものであります。病院、スーパー、銀行、JAなど、町民が本当にとまりたいところをバスは通っているか、大きさはあの大きなバスでよいかなどを、交通懇話会の答申も十分に尊重しながら、便のよいバス運行になるためにより一層知恵を絞ることを期待いたしまして、認定第9号平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第13号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第14号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって認定第15号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算に賛成の立場から討論いたします。

23年度は医療等審議会の答申を受け、町民が安心して利用できる、私たちのまちの私たちの病院を目指した1年目で、特に医師確保に向けての環境整備が進められた年であり、本年4月からの新たな常勤医師3名の確保につながりました。これは、先ほどの補正予算の賛成討論にもありましたが、本規模の病院においての全国的な医師不足の中、画期的で奇跡的なことと言えます。

収支においては、旧瑞穂病院解体による固定資産の除去により特別損失が発生した影響で、病院事業総収支では4,204万円の純損失となり、繰越欠損金は1億9,395万円となりました。しかし、京丹波町病院、質美診療所、和知診療所、和知歯科診療所を一本化し、経営改善と経営基盤の強化が図られた結果、京丹波町発足後、初めて医業収支において3,955万円の単年度経常黒字を達成いたしました。

和知診療所における超音波画像診断装置や内視鏡ビデオシステムなどの購入、和知歯科診療所では炭酸ガスレーザーやポータブルユニットを購入するなど、全体で建設改良費に1億5,000万円を投入して着々と設備の充実を図る一方、訪問診察、訪問看護、訪問リハビリ、ケアマネジャーによる調整で地域包括ケアの推進にも積極的にお金が使われており、ハード面、ソフト面を並行して充実させていけた年度と評価できます。

23年度は地域包括ケアシステムが執行された初年度の決算となります。医療、福祉、介護の連携を目指したこのシステムの中では、国保京丹波病院が核となります。このシステムにおける安心、安全の象徴的なイメージとして、まち全体が病院という考え方があります。質美診療所や和知診療所は病院の病室です。公道私道を問わず、道路は病院の廊下です。電話やタッチパネルはナースコールであり、24時間いつでも看護師さんやスタッフさんにつながっています。

しかし、この大きな病院は、南丹病院のように安心感があり、鍼灸大学病院のように便利で、綾部市立病院のようにスタッフが温かいというのではだめです。この敷地面積303平方キロメートルの大きな病院は、京丹波町病院のように安心感があり、京丹波町病院のように便利で、京丹波町病院のようにスタッフが温かいと言われる、京丹波町病院がそんなモデルになる一歩を踏み出した、23年度の決算はその1年目の年だったことを確認して、認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成23年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって認定第16号は委員長報告のとおり認定されました。

《日程第33、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第33、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、平成24年第3回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまですが、この場において引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 北尾 潤

〃 署名議員 森田 幸子